

第三次 美祢市立小・中学校 適正規模・適正配置基本方針



美祢市教育委員会
令和7年3月

はじめに

本市では、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福感で満たされ、心身ともに健やかに成長できるウェルビーイング^{※1}な学校づくりを目指しています。第二次美祢市総合計画においても、その基本目標の1つに、『市の宝となる「ひとの育成」』を掲げています。

しかしながら、全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒数の減少が続いており、学校の小規模化に伴う教育環境への影響が懸念されています。

学校には、児童生徒が集団の中で多様な交流を経験し、認め合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの持てる力を伸ばしていくという役割があり、一定の児童生徒数での学校運営が望ましいと考えています。また、将来を担うこどもたちが、ふるさと美祢に誇りを持ち、豊かな心を育むとともに、悠久なる文化遺産に包まれて、人と自然または人と人とがともに生きていける、魅力ある教育環境の整備を進めていくことが必要です。

現在、本市の学校は、複式学級^{※9}のある過小規模校^{※2}が多くなっていますが、小規模校の場合、児童生徒一人ひとりに目が行き届きやすく、きめ細かな指導により、それぞれの能力を引き出すことができるといった良さがある反面、友人関係の固定化や、集団の中で切磋琢磨する機会が少ないといった課題も指摘されています。

また、学校は地域の様々なふれあいの場として活用されることが多く、地域のシンボリックな存在であり、コミュニティセンターとしての役割を有し、保護者や地域の方々と協力しながら、地域づくりの一端を担っています。

しかしながら、現状に満足することなく、より良い教育環境を整備することは、教育行政に携わる者の責務であることから、教育委員会では、平成26年に「美祢市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」を定めました。その後、2期10年にわたり小・中学校の再編統合を進めてきたことにより、平成26年に小学校が20校、中学校が8校ありましたが、令和7年4月には、小学校が9校、中学校が5校となります。

深刻化する人口減少や少子高齢化問題に対応し、児童生徒にとって、魅力的な学校づくりを進めるため、令和5年から「美祢市魅力ある学校づくり検討委員会」を設置し、令和6年10月に提出された「美祢市魅力ある学校づくりに関する提言」を踏まえた上で、このたび、適正規模・適正配置検討委員会を設置し、検討を重ねて「第三次美祢市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」を定めました。

令和7年3月

美祢市教育委員会

目次

1	学校の適正規模・適正配置に関する現状と課題	1
(1)	基本方針策定の背景	1
ア	第二次美祢市総合計画での方向性	1
イ	第三次美祢市教育振興基本計画での方向性	1
ウ	美祢市魅力ある学校づくりに関する提言書による施策提言内容	1
	【育てたいこども像】	2
	【キャッチフレーズ】	2
	【魅力ある学校像】	3
(2)	美祢市の小・中学校の現状	4
ア	小・中学校数の推移	4
イ	学級数の推移	4
(3)	児童生徒の状況	5
(4)	学校運営にかかる財政支出と市の財政の関係	7
ア	教育費の規模	7
イ	再編統合による財政的影響	7
(5)	児童生徒の通学状況	8
ア	通学の状況と手段	8
イ	通学の支援	8
(6)	第二次基本方針の評価	9
(7)	アンケート結果の概要	10
ア	学校のクラスの児童生徒の人数について	10
イ	学校教育を行う上で、適当と思う1学年の人数	11
ウ	規模が小さい学校は、今後どのようにするのが適当と思うか	11
エ	こどもが学校に通うために、通学時間はどのくらいまでがいいか	12
オ	学校の規模を適正な大きさにするため、考慮すべきこと	12
カ	アンケートからみえる市民の意向	13
(8)	「美祢市魅力ある学校づくりに関する提言書」における適正規模・適正配置に関する施策の提言	15
(9)	美祢市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会の主な論点	16
2	適正規模・適正配置に関する基本的考え方	17
(1)	適正規模・適正配置の方向性	17
ア	適正規模の考え方	17
(2)	適正配置に関する検討事項	18
ア	学校と地域の関係づくり	18
イ	適正な通学距離	19
ウ	通学手段の確保と安全対策	19

工	学校選択制の導入	19
才	放課後児童対策パッケージへの対応	20
カ	検討事項のまとめ	20
3	適正規模・適正配置の具体的方策	21
(1)	教育委員会の方針	21
(2)	小学校の再編	22
ア	小学校の再編統合シミュレーション	23
(3)	中学校の再編	27
ア	中学校の再編統合シミュレーション	28
(4)	実施スケジュール	31
ア	期間と実施時期	31
イ	基本方針の見直し	31
ウ	再編統合実施の流れ	31
(5)	適性規模・適正配置に向けた留意事項	32
ア	保護者・地域住民への周知	32
イ	児童生徒の環境変化への対応	32
ウ	地域の特性や伝統の継承等	32
エ	学校指定用品等	32
オ	校名等の変更	32
カ	閉校後の校舎・跡地利用	33
キ	放課後児童クラブ等との連携体制の構築	33
ク	本基本方針の見直しに関する事項	33
4	結び	34
5	資料編	35
(1)	美祢市の学校と児童生徒数	35
(2)	学校給食共同調理場一覧	38
(3)	関連法令（抜粋）	38
(4)	美祢市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会	40
(5)	美祢市魅力ある学校づくり検討委員会	44
(6)	用語解説	48
(7)	アンケート調査票	49

1 学校の適正規模・適正配置に関する現状と課題

(1) 基本方針策定の背景

令和2年3月に「第二次美祢市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」（以下、「第二次基本方針」という。）を定め、本市の学校の適正化に努めており、令和7年度からは、小学校9校、中学校5校となります。

ア 第二次美祢市総合計画での方向性

「第二次美祢市総合計画」においては、「市内の小・中学校の生徒児童数は年々減少傾向にあり、今後、更なる減少が予想されています。また、学校を取り巻く環境が大きく変化する中で、時代の進展に対応した魅力と活力に満ちた学校の創造と、地域の将来を担う心豊かな人づくりが求められている」となっており、「こどもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境の整備充実」を図ることが記載されています。

イ 第三次美祢市教育振興基本計画での方向性

令和7年3月に策定する「第三次美祢市教育振興基本計画」においては、「ひとが育つ ひとが輝く 教育の美祢」を基本理念とし、学校・家庭・地域の連携のもと、自ら力を付け、21世紀を生き抜くことができる人材を育成するとともに、生涯にわたり、お互いが力強く、いきいきと輝くひとづくりを目指すこととしています。

「魅力ある学校づくり」を推進するため、小・中学校の適正規模について考慮し、義務教育学校^{※6}の設置検討も含め、再編統合に取り組みます。

ウ 美祢市魅力ある学校づくりに関する提言書による施策提言内容

教育委員会では、急速な少子化が進む本市において、将来を見据え、学校教育環境の充実、学校教育の質の維持及び向上等の課題を検討し、魅力ある学校をつくるために、美祢市魅力ある学校づくり検討委員会設置要綱（令和5年美祢市教育委員会告示第2号）の規定により「美祢市魅力ある学校づくり検討委員会」を設置し、委員17名で構成された検討委員会において児童生徒の将来や学校規模、地域特性などを踏まえた教育環境について計8回の検討を重ねていただきました。

提言書では5つの「育てたいこども像」を提言するとともに、これらの育てたいこども像をひとつにまとめて、キャッチフレーズを「豊かでしなやかな強い心を持ち、いきいきと未来を切り拓いていくこども」としています。これには、「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、困難や挫折に直面しても、粘り強く最後まであきらめない心を

育み、将来、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化に柔軟に対応し、未来ある人生を切り拓いてもらいたい」という思いが込められています。

また、「育てたいこども像」を基に、目指すべき「魅力ある学校像」をまとめられています。

なお、提言書では、最後に適正規模・適正配置に関する施策の提言がされています（適正規模・適正配置に関する施策の提言はP15参照）。

【育てたいこども像】

- (1) 自信がもてるこども【自己肯定感(ありのままの自分自身を認められる感覚)
レジリエンス(困難な状況に陥っても、しなやかに受け止めて適応し、回復する力)】
 - ① 自分を愛し自分を大事にすることも
 - ② 自分の気持ちや相手の気持ちを感じることができるこども
 - ③ 自分の力をのびのびと発揮することも
- (2) 多様性を尊重できるこども【相互理解 協働性】
 - ① お互いを認め合えるこども
 - ② 他者への理解・配慮ができるこども
 - ③ 協働的な実践ができるこども
 - ④ 思いやりのあるこども
- (3) 自らチャレンジすることも【主体性 行動力 創造性】
 - ① 失敗や疑問の壁にぶつかっても解決策を求め続け、再びチャレンジすることも
 - ② 自分で考えて行動できるこども
 - ③ 好奇心や疑問を持つこども
 - ④ 目標に向かってがんばるこども
 - ⑤ 自ら学び、生み出すことができるこども
- (4) 表現できるこども【コミュニケーション力 思考力 表現力】
 - ① 学校での出来事や学んだことを家庭や地域で共有できるこども
 - ② 自分の考えを表現(発言)することができるこども
- (5) 温かい絆で地域とつながるこども【つながり 誇り】
 - ① 地域の人や文化を知って親しむことができるこども
 - ② 地域のよさに気づき、地域を理解し伝えることができるこども

【キャッチフレーズ】

「豊かでしなやかな強い心を持ち、
いきいきと未来を切り拓いていくこども」

【魅力ある学校像】

- (1) 自信がもてることも、多様性を尊重できることも目指した
「誰一人取り残すことなく、こどものよさを引き出す安全・安心な学校」
 - ・ 生き抜く力(危機対応能力と実践的な防災教育)
 - ・ 失敗が認められる心理的安全性
 - ・ 個性を認め、チャレンジを応援する
 - ・ こども一人ひとりが輝くように
 - ・ 他者とともに学び合うように、また、互いに認め合うように
- (2) 自らチャレンジすることも、表現できることも目指した
「こどもが自ら学ぶ学校」
 - ・ 知的好奇心や探究心を育む教育
 - ・ 自己表現ができる教育
 - ・ 学力がしっかり身につく教育
 - ・ 学びたいことが探究できる教育
- (3) 温かい絆で地域とつながることも目指した
「地域に愛され、つながりが生まれる学校」
 - ・ こども、保護者、教職員が地域の方に愛され、お互いが支えられるように
 - ・ 公民館等とのつながり
- (4) 「こどもの可能性を広げる教育環境が充実した学校」
 - ・ 快適な環境で学べるように
 - ・ 楽しく学校生活を送れるように
 - ・ 不登校児童生徒の居場所

(2) 美祢市の小・中学校の現状

ア 小・中学校数の推移

平成20年3月の新市発足により、美祢市は472.64km²を有することとなりましたが、この広い面積の中に、合併時には、小学校22校と中学校8校が点在していました。

その後、小・中学校のいずれも再編統合が進み、令和6年5月時点では、小学校11校、中学校5校となっています。

本市の小・中学校では児童生徒数の減少により、過小規模校・小規模校がほとんどで、小学校においては、11校中8校（約73%）で、いずれかの学年で複式学級が編成されており、大嶺小学校を除く全校で過小規模校及び小規模校となっています。また、中学校においては、5校中4校で1学年1学級（過小規模校）となっています。

■10年間の学校数の推移

年 度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
小学校数	17	17	15	14	12	12	11	11	11	11
中学校数	8	7	7	7	6	6	6	6	5	5
合 計	25	24	22	21	18	18	17	17	16	16

各年5月1日現在

イ 学級数の推移

美祢市の小・中学校の通常学級数（特別支援学級を含まない）は、令和6年5月において、小学校11校の学級数は53学級であり、その内、18学級が複式学級となっています。

中学校5校の学級数は、令和6年5月で20学級あります。複式学級となっている学校はありませんが、今後、1学年あたりの生徒数が減少し、1学年1学級の維持が困難な学校も出てくると見込まれます。

学級数の減少は、児童生徒数の減少ほど大きくありませんが、1学級あたりの児童生徒数が減少し、学級の規模が年々小さくなっているといえます。

(3) 児童生徒の状況

本市の児童生徒数は、令和6年5月1日現在、小学校644人、中学校428人となっています。

5年後の令和11年における推計では、小学校の児童数は466人となり、178人(27.6%)減少するものと推測されます。

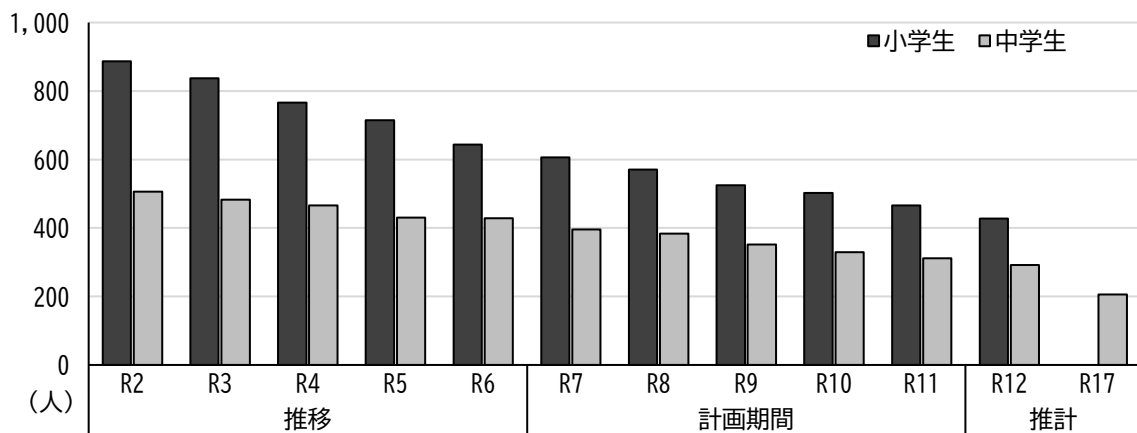
地域別では、美祢地域で87人(21.0%)減となる見込みです。また、美東地域では、50人(38.8%)減となる見込みです。一方、秋芳地域では、41人(41.0%)減と、他地域に比べて最も減少割合が大きくなる見込みです。

中学校の生徒数は、5年後の令和11年は311人と予測され、117人(27.3%)の減少になると見込みです。

地域別では、美祢地域で83人(29.2%)減となる見込みです。美東地域では、32人(34.0%)減の見込みとなっています。また、秋芳地域では令和9年に10人(20.0%)増加し、その後令和11年では令和6年に対し2人(4.0%)減であり、その後も減少となると見込まれます。

今後の美祢市の児童生徒数は、小・中学校とも、更に減少していくことが見込まれます。

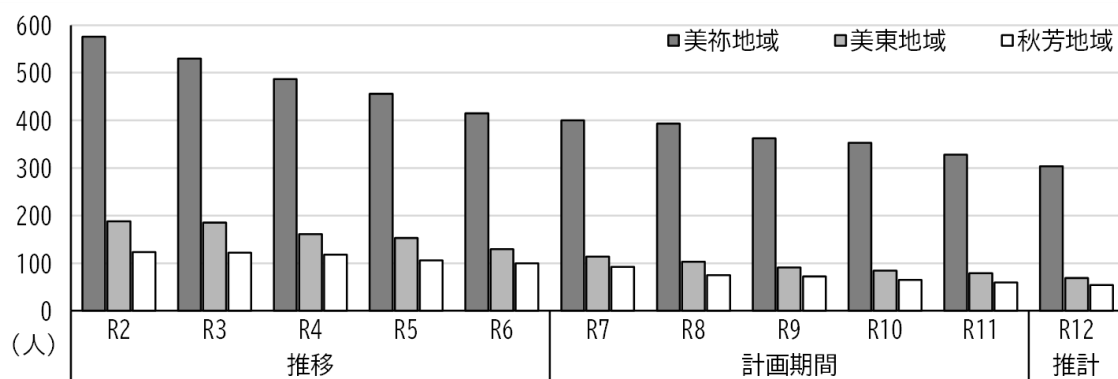
●児童・生徒数の推移と推計(単位:人)



項目	推移					計画期間					R11	推計	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	-R6	R12	R18
小学生	887	837	766	715	644	606	571	525	502	466	▲178	427	-
中学生	506	483	466	430	428	396	383	352	329	311	▲117	292	194
合計	1,393	1,320	1,232	1,145	1,072	1,002	954	877	831	777	▲295	719	-

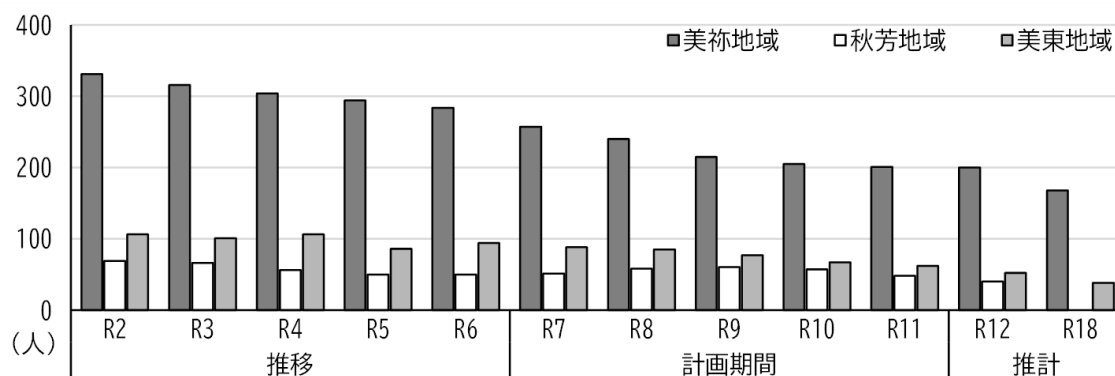
住民基本台帳による推計(各年5月1日現在に基づく)

●地域別小学校児童数の推移と推計(単位:人)



項目	推移					計画期間					R11 -R6	推計	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		R12	R18
美祢地域	576	530	487	456	415	400	393	362	353	328	▲87	304	
美東地域	188	185	161	153	129	114	103	91	84	79	▲50	69	
秋芳地域	123	122	118	106	100	92	75	72	65	59	▲41	54	
計	887	837	766	715	644	606	571	525	502	466	▲178	427	

●地域別中学校生徒数の推移と推計(単位:人)



項目	推移					計画期間					R11 -R6	推計	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		R12	R18
美祢地域	331	316	304	294	284	257	240	215	205	201	▲83	200	142
美東地域	106	101	106	86	94	88	85	77	67	62	▲32	52	30
秋芳地域	69	66	56	50	50	51	58	60	57	48	▲2	40	22
計	506	483	466	430	428	396	383	352	329	311	▲117	292	194

(4) 学校運営にかかる財政支出と市の財政の関係

ア 教育費の規模

本市の令和6年度一般会計予算の規模は、204億9,129万円であり、このうち教育費の割合は、8.8%の18億672万円です。

教育費のうち、小学校の運営等にかかる予算（学校管理費・教育振興費・学校施設整備費）は3億617万円、中学校の運営等にかかる予算（学校管理費・教育振興費・学校施設整備費）は1億8,976万円となっています。

なお、予算の中には、スクールバス、スクールタクシー等の通学支援・施設整備に係る経費等も含まれています。

その他の経費として教育委員会の事務職員、給食調理員、県派遣主事などの人件費や私立高等学校への運営費補助金、また、公民館や図書館、文化施設、学校給食共同調理場に係る経費が主なものです。

なお、教員や学校事務職員の人件費については県の負担となっています。

イ 再編統合による財政的影響

小・中学校の運営に要する経費については、地方交付税制度において学校数、学級数、児童生徒数、スクールバス台数を基礎数値として財政需要額が算定され、普通交付税により措置されます。

本市の小・中学校の運営に要する支出額と交付税措置額はほぼ拮抗しており、学校が無くなることで市の財政負担が減るという事はありません。

小・中学校の再編統合を実施することによる影響としては、スクールバスやスクールタクシーの運行経費など、通学支援に関係する経費が増加することになりますが、そのほとんどは地方交付税により措置されます。

よって、教育委員会では財政的理由から適正規模・適正配置を進めるのではなく、こどもにとって魅力ある学校にするための教育環境の整備として進めています。

(5) 児童生徒の通学状況

ア 通学の状況と手段

本市では、山間部を中心に集落が点在していることに加え、第一次、第二次基本方針に基づいた学校の再編統合を進めてきたことにより、遠距離通学の児童生徒が多くなっています。

通学手段については、小学校では徒歩や路線バス及びスクールバスによる通学、中学校では徒歩、自転車、路線バス及びスクールバスによる通学が主な通学手段です。

イ 通学の支援

路線バスを利用する地域においては、小学校では4kmを超える場合、中学校では6kmを超える場合及び地域の道路状況により通学困難であると認められた場合に利用することができます。

遠距離通学者が多い地域等や再編統合に伴う場合はスクールバスでの通学支援を行っています。

また、自転車を利用する場合において一部費用を補助しています。公共交通機関等を利用する場合においては定期乗車運賃の一部を助成しています。

なお、路線バス、スクールバス、スクールタクシーが運行していない地域において、保護者による送迎を希望し、市が通学困難であると認めた場合は、費用を補助しています。

(6) 第二次基本方針の評価

令和2年3月に策定した第二次基本方針により実現した適正規模・適正配置の状況は以下のとおりです。

計画初年度の令和2年度には小学校12校、中学校6校を配置していましたが、令和7年度には小学校9校、中学校5校の配置となり、対象校5校中3校、対象外1校が再編統合されました。美東地域においては対象外の1校を含む3小学校が1校として新設されることとなりました。

再編統合の当初の目的である、複式学級対象校も減少するなど子どもたちのよりよい学習環境の整備にあたり、一定の成果はできていると評価できます。

●小学校

項目	令和2年度 (二次開始年度)	第二次方針	令和7年度 (二次方針結果)	再編統合年月
美祢地域	伊佐小学校	継続	伊佐小学校	
	厚保小学校	継続	厚保小学校	
	大嶺小学校	大嶺小学校	大嶺小学校	令和3年4月
	重安小学校		麦川小学校	
	麦川小学校			
	於福小学校	継続	於福小学校	
	豊田前小学校	継続	豊田前小学校	
美東地域	大田小学校	大田小学校	美東小学校	令和7年4月
	綾木小学校			
	淳美小学校	継続		
秋芳地域	秋吉小学校	継続	秋吉小学校	
	秋芳桂花小学校	継続	秋芳桂花小学校	

●中学校

項目	令和2年	方針	令和7年	再編年月
美祢地域	伊佐中学校	継続	伊佐中学校	
	厚保中学校	大嶺中学校	厚保中学校	
	大嶺中学校		大嶺中学校	令和5年4月
	於福中学校			
美東地域	美東中学校	継続	美東中学校	
秋芳地域	秋芳中学校	継続	秋芳中学校	

	継続予定校
	二次対象校
	二次方針と異なる学校

(7) アンケート結果の概要

本基本方針の策定にあたり、児童生徒の保護者及び市民へのアンケート調査を実施しました。

項目	保護者アンケート	市民アンケート
調査対象者	美祢市内の小・中学校の保護者	美祢市内にお住まいの18歳以上の市民
実施時期	令和6年9月	令和6年8月～9月
実施方法	学校配布、インターネットによる回収	郵送による配布・回収、インターネットによる回収
調査数	全数調査 (小487世帯・中397世帯)	1,200人
回答数	268件(30.3%) ^注	453件(37.8%)

注) 小・中どちらにも子どもがいる世帯は回答が1件となっているため回答率が低めになっています。

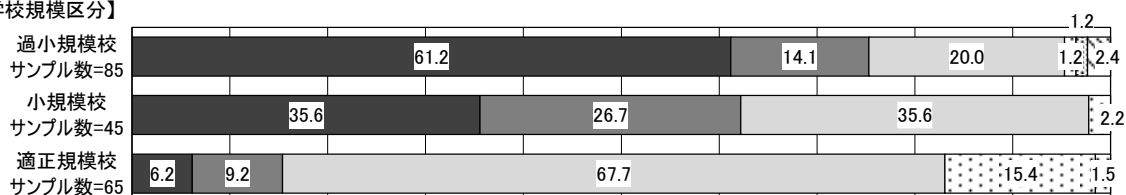
ア 学校のクラスの児童生徒の人数について

過小規模小学校に通うこどもの保護者では「少ないと思う」・「どちらかというとも少ないと思う」で75.3%となっています。小規模校においても同項目が62.3%となっています。

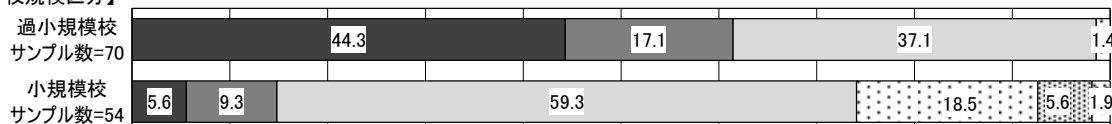
中学校についても過小規模校に通うこどもの保護者では、「少ないと思う」・「どちらかというとも少ないと思う」が61.4%となっています。

【保護者調査】

【小学校規模区分】



【中学校規模区分】



■ 少ないと思う ■ どちらかというとも少ないと思う □ ちょうどいいと思う ▨ どちらかというとも多いと思う ▩ 多いと思う □ わからない

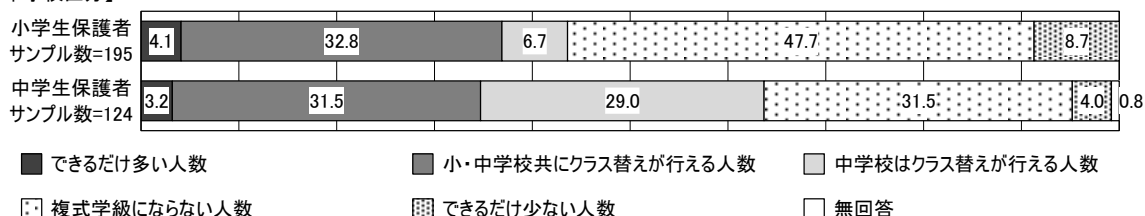
注) 学校規模については18ページを参照してください。

イ 学校教育を行う上で、適当と思う1学年の人数

保護者調査では、小・中学校とも、「複式学級にならない人数」が最も多くなっています。また、市民調査では「小・中学校共にクラス替えが行える人数」が34.2%と一番多くなっています。

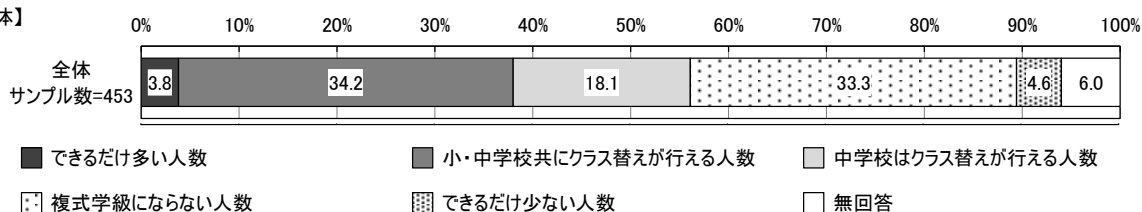
【保護者調査】

【小・中学校区分】



【市民調査】

【全体】

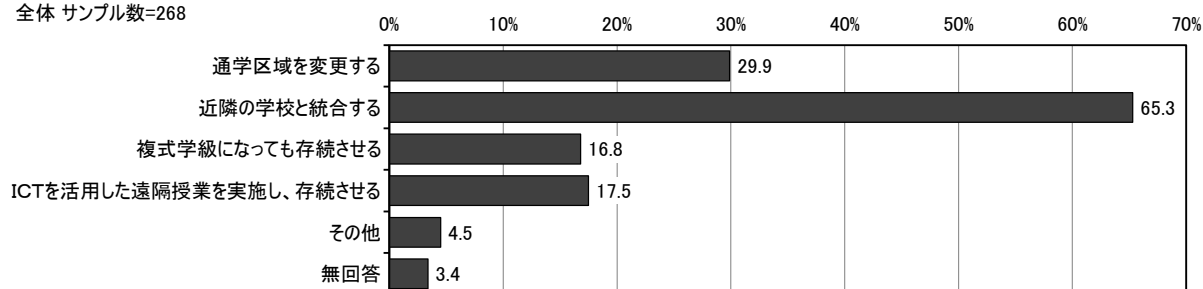


ウ 規模が小さい学校は、今後どのようにするのが適当と思うか

保護者調査、市民調査とも、「近隣の学校と統合する」が60%を超えています。

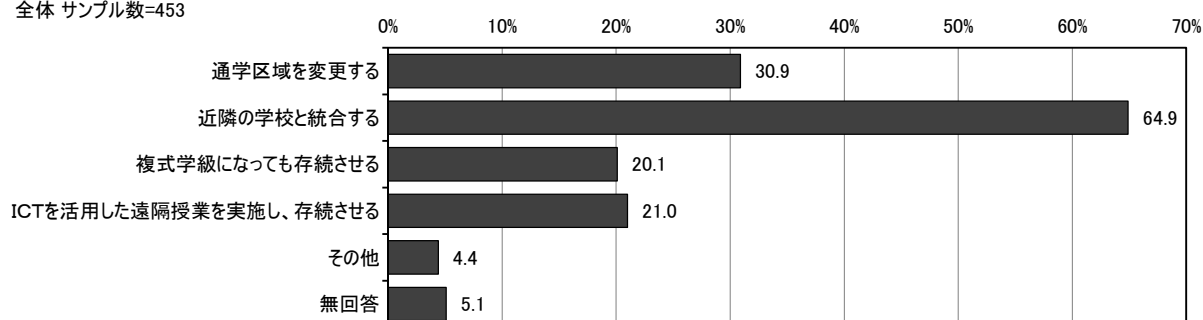
【保護者調査】

全体 サンプル数=268



【市民調査】

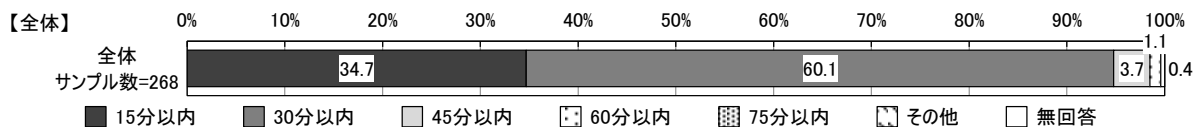
全体 サンプル数=453



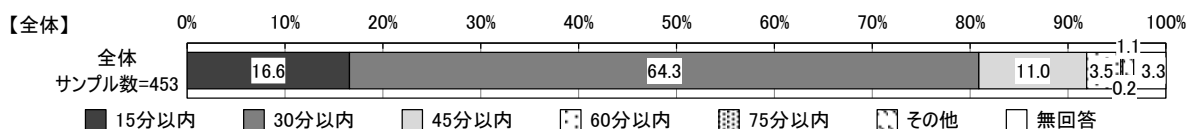
エ こどもが学校に通うために、通学時間はどのくらいまでがいいか

保護者調査、市民調査とも、「15分以内」・「30分以内」で80%を超えています。

【保護者調査】



【市民調査】

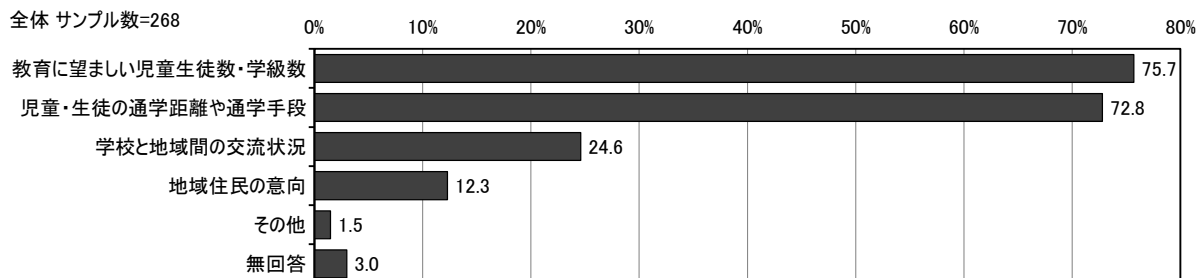


オ 学校の規模を適正な大きさにするため、考慮すべきこと

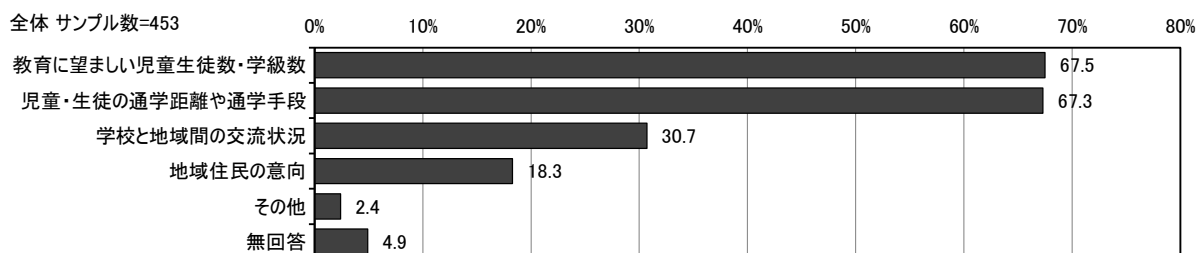
保護者調査、市民調査ともに、「教育に望ましい児童生徒数・学級数」「児童・生徒の通学距離や通学手段」が非常に高くなっています。

市民調査では「学校と地域間の交流状況」が30.7%となっています。

【保護者調査】



【市民調査】



カ アンケートからみえる市民の意向

(ア) 保護者アンケートから

保護者アンケートでは、具体的な教育環境に対する要望が多くみられます。回答者は主に30～40代の方が中心で、こどもの教育環境への関心が高い傾向があります。保護者はこどもに直接影響する教育の質や安全性を最優先しており、特に通学環境の整備とICT^{※10}活用の推進（自由記述から）が必要とされています。

適正規模	過小規模校では75.3%が、小規模校では62.3%がクラスの児童生徒が「少ない」・「どちらかというとな少ないと思う」教育環境の充実を希望しており、小学校では91.3%、中学校では95.2%が複式にならない人数以上を求めています。
通学環境	94.8%が通学時間「15分以内」・「30分以内」を希望しています。
考慮すべきこと	教育に望ましい児童生徒数・学級数が75.7%となっており、児童・生徒の通学距離や通学手段72.8%と続いて高くなっています。

(イ) 市民アンケートから

市民アンケートでは、地域住民の声を基に学校配置に対する意識や課題を把握しています。回答者は65歳以上が中心で、地域の長期的視点を反映している点が特徴です。

市民は、学校の適正規模・適正配置に加え、地域間の公平性（自由記述から）やコミュニティの維持を重要視しています。一方で、再編に伴う通学時間の延長や安全性の懸念も強調されており、これらへの具体的な対応策が求められます。

保護者調査、市民調査ともに、「教育に望ましい児童生徒数・学級数」「児童生徒の通学距離や通学手段」が非常に高くなっています。

適正規模	回答者の89.4%が複式学級にならない人数以上を希望しています。中でも「小・中学校共にクラス替えが行える人数」が34.2%と一番高くなっています。
通学環境	80.9%が通学時間「15分以内」・「30分以内」を希望しています。
考慮すべきこと	上位2位の項目は保護者と同じですが、保護者に比べ「学校と地域との交流状況」30.7%、「地域住民の意向」18.3%と高くなっています。

(ウ) 両アンケートからの意見のまとめ

市民アンケートと保護者アンケートを比較分析すると、両者が共通して「教育に適した児童生徒数」と「通学環境の整備」を主要課題として認識していることが明らかです。市民は地域全体の教育環境の維持と公平性を重視し、保護者は子どもたちに直接影響を与える教育の質や通学環境を優先する傾向があります。それらを踏まえ、適正規模・適正配置を達成するためには、以下のことが必要です。

- 通学負担の軽減のため、スクールバスの運行体制を充実させ、通学時間を短縮する。
- 地域特性に応じた学校の再編計画を立案し、適正規模の実現を図る。

(8) 「美祢市魅力ある学校づくりに関する提言書」における適正規模・適正配置に関する施策の提言

ア 中長期のビジョン

最低でも10年後のビジョンは必要

イ 推進方法

一定のルールに基づき、再編

ウ 学校選択制^{※3}の導入

エ 10年後の具体像

ア～エに加えて、以下の3つの観点の考慮が必要

【適正な規模についての観点】

- ・学校の標準規模は国の基準では12～18学級（こどもの多様な活動、社会性の涵養^{※5}の観点からクラス替えのできる規模）
- ・複式学級は国の設置基準では小学校2学年16人（1年生を含む場合8人）
中学校2学年8人

【学びの多様性についての観点】

- ・大規模校になじめないこどもへの配慮
- ・大規模校や小規模校に行きたいこどもへの配慮
- ・クラブ活動の数が少なくなり選択肢が少なくなることへの配慮

【適正な配置についての観点】

- ・通学距離の国の基準は小学校4km、中学校6kmを上限
（超える場合が遠距離通学となる。）
- ・通学時間が徒歩の場合は概ね30分から1時間程度が上限、バスの場合は概ね1時間程度が上限
- ・小学校低学年にはバス通学1時間は厳しい可能性も考えられる。

これらの3つの観点並びに次の6つの視点から検討が必要

- ① 児童生徒数の将来予測を踏まえた、こどもたちにとって魅力ある学校
- ② 単式学級・複式学級のメリット・デメリットと美祢市における小中一貫教育のあり方
- ③ 魅力ある教育カリキュラム^{※4}～学び方の改革～
- ④ 地域連携～ こどもたちが地域で学ぶことによる郷土愛の醸成 ～
- ⑤ これからの魅力ある学校づくりの取組を情報発信することによる市外からの転入
- ⑥ 心地よい安全な場を提供できる学校

(9) 美祢市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会の主な論点

小・中学校の適正規模及び適正配置に関する方針を策定するため、美祢市立小中学校適正規模適正配置検討委員会設置要綱（令和6年美祢市教育委員会告示第5号）の規定により「美祢市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針検討委員会」を設置し、4回にわたり議論を行い、本方針策定への意見を頂きました。

- ・ 過小規模校の課題：複式学級における教師が直接教える時間の減少や部活動選択肢の減少が問題視され、一方で通学距離や時間への配慮が必要。
- ・ 地域性の重要性：コミュニティ・スクール^{※7}の取組を踏まえ、地域の社会的活動との連携を維持しつつ、基本的な理念に基づく学校配置を検討する必要がある。
- ・ 計画推進には地域の同意を得るために丁寧な説明と協議が不可欠である。
- ・ 過小規模校の存続は問題の先送りであり、新規設置を早急に進めるべきである。
- ・ 過小規模校から大規模校（適正規模校）に進学することで不登校になるリスクがある。
- ・ 複式学級だと教師が直接教える時間が短く、現在は学力が低い状態。統合後に不満を言う保護者はいない。
- ・ 通学支援に考慮が必要、於福小学校は秋芳桂花小学校への通学も可能（旧市町境にこだわる必要性の有無について）。
- ・ 学年1人や欠学年の問題に対応するため、小規模の下限の人数を考慮する必要がある。
- ・ 学校選択制の導入を行うべき。
- ・ 教師にとっても魅力のある学校づくりが重要（中学校は教科担任制のためある程度の規模が必要）。
- ・ 将来的に美祢高等学校跡地に旧美祢郡の中学校を建設する。
- ・ 地域文化の維持のためにも、地域とこどものつながりを大切にすることが必要。
- ・ 地域と学校をつなげるため、地域側からの希望、学校側からの希望を実現する体制が必要である。
- ・ こどもの教育のため、地域、保護者、学校、行政が同じ方向を向いて議論を重ねることが重要である。
- ・ パブリック・コメントの意見は学校選択制に関する不安からではと思う。学校選択制に対する表現方法が弱いのではないか。
- ・ 適正規模・適正配置基本方針と学校選択制は別物なのでこの計画で前面に出すべきものではないのではないか。
- ・ 進めていく場合は様々な配慮をして進めていただきたい。

2 適正規模・適正配置に関する基本的考え方

適正規模・適正配置においては、アンケート調査による保護者や市民のご意見、魅力ある学校づくり提言書などを踏まえ、適正配置・適正規模検討委員会で検討し、適正規模・適正配置に関する基本的考え方を検討しました。

また、検討にあたっては、最低10年後の長期的な具体像を持ち、それに基づき5年間の計画を検討しています。更に、こどもや家庭の多様なニーズに対応するとともに、以下の考え方や方針を踏まえて設定されるルールに基づいた再編を進めます。

(1) 適正規模・適正配置の方向性

ア 適正規模の考え方

(ア) 適正規模の考え方

学校の規模については、「学校教育法施行規則」第41条及び第79条において、小・中学校とも12学級以上18学級以下を標準としながら、地域の実態その他により特別な事情がある場合はこの限りではないと定められています。

なお、ここでいう学級は特別支援学級を含まない通常の学級をいいます。

●学校規模の分類

学校規模	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
通常学級数	1～5	6～11	12～18	19～30	31以上
小学校	8校 厚保小 麦川小 於福小 豊田前小 綾木小 淳美小 秋吉小 秋芳桂花小	2校 伊佐小 大田小	1校 大嶺小	-	-
中学校	4校 伊佐中 厚保中 美東中 秋芳中	1校 大嶺中	-	-	-

令和6年5月1日現在

この適正規模に該当する学校は、本市では小学校1校、小規模校が小学校2校で、中学校が1校となっており、12校が過小規模校というのが現状です。

1学年に複数学級があることは、児童生徒にとって、互いに切磋琢磨する機会が生まれたり、多くの友達ができたり、クラス替えができたりして、児童生徒の成長にとって有意義であると考えられます。

しかし、中山間地域にある本市では過小規模校が多く、それも広い地域に分散しているため、国の基準どおりに適正規模の学校として配置することは現実的に困難であり、本市の実態に応じた柔軟な学校数への対応を図ります。

(イ) 望ましい学級定員

1学級の児童生徒の基準については、山口県を含めた多くの県で35人(上限)を標準としていましたが、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が改正され、小学校においては令和7年度から全学年で35人学級へ移行し、中学校においても令和8年度から3年間で35人学級へ移行します。

しかし、学力向上にとって、適正な児童生徒数はどの位の規模がよいかについては、国立教育政策研究所の調査では20人以下が望ましいとの結果が出ています。実際に市内の学校の状況を見ても、1学級20人程度の学級規模であるほうが、こども一人ひとりに目配りができるとともに、こども同士がともに学び合うことも可能な適切な人数であると考えられます。

そのような観点から、本市においては、広い地域に過小規模校が点在しているという地域性を考慮し、小学校の場合、複式学級が解消され、単式学級が確保できる程度の学級規模が適切であると考えます。

(2) 適正配置に関する検討事項

ア 学校と地域の関係づくり

本市の学校は過小規模校が多いため、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域住民の様々なふれあいの場としても活用され、地域活動を行う拠点施設、地域防災拠点施設という役割も担っています。

また、コミュニティ・スクールによる学校運営が浸透してきており、学校や児童生徒の育成に地域住民がかかわる機会も多くなっています。

学校という施設で児童生徒と地域住民との交流を図ることにより、地域に対する愛着や誇りの醸成につながり、普段の教科学習や総合的な学習の時間にも地域との連携が活かされています。

今後、小学校の適正配置が進むことにより、地域の活動が縮小し、地域と学校とのつながりが希薄になっていくことも想定されます。

地域住民と児童生徒の関係を保つよう、学校跡地の活用や学校側からの地域参加の促進など、適正化と併せて検討していく必要があります。

イ 適正な通学距離

通学距離の定義は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号（昭和33年政令第189号）（以下、「施行令」という。）において、通学距離が小学校で概ね4km以内、中学校で概ね6km以内とされています。

また、再編統合を行う場合、本市のように広い面積の中山間部に集落が点在しているという地理的条件の中では、当然、通学距離の延びる地域（遠距離）が考えられますが、基本的には施行令を基準としつつ、児童生徒の安全確保を図りながら、通学方法を検討することが必要です。

第三次美祢市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針（以下、「本基本方針」という。）においては、スクールバスを利用した場合に、概ね小学校で30分、中学校で60分程度が上限となるよう配慮します。

ウ 通学手段の確保と安全対策

美祢市小・中学校児童生徒に対する通学支援に関する条例に基づき、スクールバス又はスクールタクシーによる支援、公共交通機関利用の場合の距離基準を超えた乗車運賃額の支給などを行い、安全を確保した通学支援を行います。

エ 学校選択制の導入

通学区域については、美祢市立小・中学校の通学区域に関する規則において、通学時間・通学距離、道路や河川等の地理的条件や地域の長い歴史的経緯や住民の意見など地域の実態に十分考慮して定めており、就学する学校は住所地によって決まります。

一方で、転居や家庭の事情、教育的配慮などの理由により、他の指定区域の小・中学校への就学を希望する場合で、教育委員会が特に認めた場合は、その指定した学校を変更することができます。

また、「魅力ある学校づくりに関する提言書」にも書かれているとおり、ことも自身の状況などにより、適正配置後の小・中学校の規模への適応に不安がある場合などもあり、今後、適正規模・適正配置を進めながら、それとは別に学校選択制の導入に向けて検討していきます。

オ 放課後児童対策パッケージへの対応

こども家庭庁・文部科学省が合同で令和6年12月に策定した「放課後児童対策パッケージ2025」において、放課後のこどもの豊かな時間、安全・安心な居場所を確保することは、次代を担う人材を育成する視点で重要であり、また、共働き家庭等が直面する「小1の壁^{*8}」を打破する観点から喫緊の課題とされています。

本市においては、現在の小学校の周辺等において「放課後児童クラブ」が展開されており、また、「放課後子ども教室」を実施しています。

パッケージにおいては、長期休業期間への対応、待機児童縮減に向けた職員の処遇改善、職員配置に係る運営費補助、ICT化の支援等への補助事業の活用に向けた拡充や安全対策のための定員管理、放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型の推進などが挙げられており、小学校の適正配置とともに、放課後の過ごし方や活用についても、本市に適した方策を併せて検討することが求められています。

カ 検討事項のまとめ

(ア) 適正な規模についての観点

- 小学校は単式学級を基本とし、国基準に基づきクラス替えが可能な12～18学級を標準規模とする【国基準】
- 中学校は複数学級を維持し、複式化前に再編統合を検討する

(イ) 学びの多様性についての観点

- 大規模校になじめないこどもへの配慮、小規模校のメリットを生かす
- クラブ活動や教育課程編成上の活動の幅が少なくなることへの対応

(ウ) 適正な配置についての観点

- 通学距離の基準は国の基準を参考に、小学校は4km、中学校は6km以内を目標とする【国基準】
- 通学時間は小学生30分程度、中学生1時間程度を上限とする【国基準は概ね1時間以内を一応の目安として自治体が判断】

3 適正規模・適正配置の具体的方策

(1) 教育委員会の方針

本市の小学校の73%が複式学級編成を余儀なくされています。また、中学校には大嶺中学校を除いては過小規模校であるため、魅力ある学校づくりや教育効果の向上において支障をきたしており、学校の再編統合は速やかに取り組まなければならない課題であると同時に、保護者や地域住民にとっても避けて通れない現実的な課題であると考えています。

このため、第三次基本方針を策定することにより、学校の適正規模・適正配置について基本的な考え方と具体的な方策を示すこととしたところです。

教育委員会では、今後、第三次基本方針に基づいて、学校の保護者や地域の方々に対して、児童生徒にとって魅力ある学校となるようにするには、学校の再編統合に取り組む必要性があることを御理解いただき、施設・設備の新設や改修など、より充実した教育環境の整備に努め、児童生徒の学校生活や学習の場として、魅力と活力ある学校づくりに取り組めます。

なお、再編統合の検討対象校や再編統合後の学校位置は、基本的な考え方にあるような課題について、関係者、関係機関等との協議を進めるとともに、令和7年度からの適正規模・適正配置に伴う保護者や地域の実情等を把握し、登校するこどもの負担や安全性なども検討していくため、必ずしもシミュレーションどおりに学校の再編統合を進めていくものではなく、こどものための学校という立場を優先しながら、柔軟に対応するものとします。

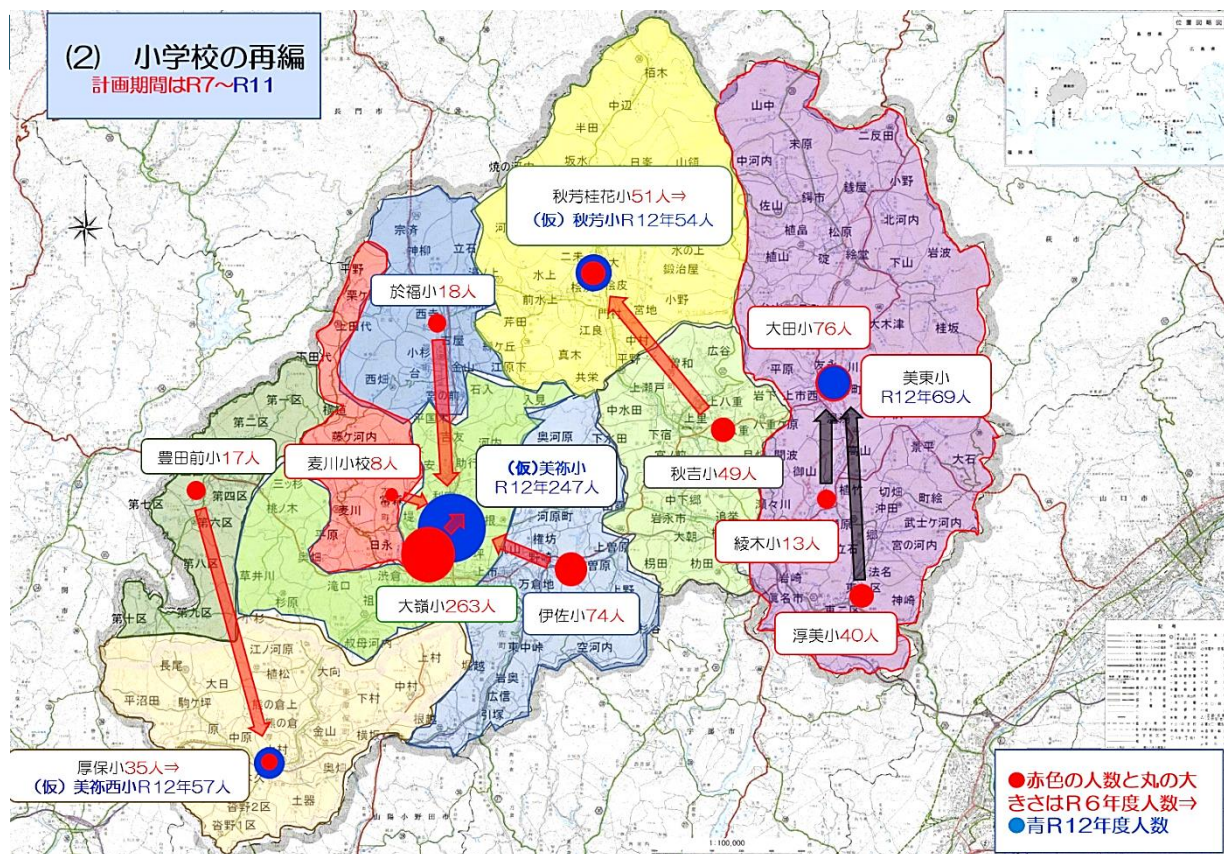
また、複式化の解消については教職員の働き方改革の観点や、教育の質の向上からも重要なことであると考えます。

(2) 小学校の再編

適正規模・適正配置の基本方針の考え方に基づいて想定する、小学校の再編の方策は以下のとおりです。

美東小学校については、現在は地域住民、保護者と学校で「未来を拓く学校づくり協議会」を立ち上げ、令和7年度からの美東小学校設置、令和9年度からの施設一体型の小中一貫校を目指し、カリキュラムの検討などを行っています。

項目 年度	本基本方針		令和17年度 (10年後の具体像)
	令和7年度 (本基本方針開始時)	令和12年度 (本基本方針満了時の想定)	
美祢地域	厚保小学校	(仮)美祢西小学校	(仮)美祢西小学校
	豊田前小学校		
	伊佐小学校	(仮)美祢小学校	(仮)美祢小学校
	大嶺小学校		
	麦川小学校		
於福小学校			
美東地域	美東小学校	美東小学校	美東小学校
秋芳地域	秋吉小学校	(仮)秋芳小学校	(仮)秋芳小学校
	秋芳桂花小学校		



ア 小学校の再編統合シミュレーション

(ア) 厚保小学校、豊田前小学校((仮)美祢西小)

令和6年度の児童数は、厚保小学校35人、豊田前小学校17人の計52人となっており、令和11年度にはそれぞれ27人、29人の計56人となり4人(7.7%)増加する見込みです。両校とも複式学級が編成され、建物が新しい(平成29年(2017)築)厚保小学校を使用した新設校に再編することにより、複式化の解消を目指します。

●児童数の推移と推計

項目	推 移					本基本方針期間					推計
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
厚保小学校	51	49	36	37	35	35	36	36	35	27	57
豊田前小学校	30	23	22	20	17	15	18	21	27	29	
計	81	72	58	57	52	50	54	57	62	56	57

●令和6年の学級数(第三次方針開始前年)

学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	複式
厚保小学校	1	1	1	1	1		4	2
豊田前小学校		1	1		0	1	3	2

●令和12年の学級数見込(第三次方針終了直後)

学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	複式
(仮)美祢西小学校	1	1	1	1	1	1	5	1

(イ) 伊佐小学校、大嶺小学校、麦川小学校、於福小学校((仮)美祢小学校)

令和6年度の児童数は、4小学校の合計で363人となっており、令和11年度には272人と91人(25.1%)減少する見込みです。於福小学校、麦川小学校は複式学級となっており、伊佐小も令和11年度には複式化する見込みです。

よって、新しい学校に再編することにより、複式化の解消を目指します。

●児童数の推移と推計

項目	推移					本基本方針期間					推計
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
伊佐小学校	85	85	77	68	74	77	80	69	63	60	247
大嶺小学校	356	323	312	295	263	245	231	212	206	191	
麦川小学校	28	24	13	12	8	10	9	9	9	9	
於福小学校	26	26	27	24	18	18	19	15	13	12	
計	495	458	429	399	363	350	339	305	291	272	247

令和2年の大嶺小学校は重安小学校を含む

●令和6年の学級数(第三次方針開始前年)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	複式
伊佐小学校	1	1	1	1	1	1	6	-
大嶺小学校	2	2	2	2	2	2	12	-
麦川小学校	1		1		1		3	3
於福小学校	1		1		1		3	3

●令和12年の学級数見込(第三次方針終了直後)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	複式
(仮)美祢小学校	2	1	2	1	2	2	10	-

(ウ) 美東小学校

令和6年度の児童数は、3小学校の合計で129人となっており、令和11年には79人と50人（38.8%）減少する見込みです。

現在は地域住民、保護者と学校で「未来を拓く学校づくり協議会」を立ち上げ令和7年度からの美東小学校設置、令和9年度からの施設一体型の小中一貫校を目指し、協議会の中でカリキュラムの検討などを行っています。

●児童数の推移と推計

項目	推移					本基本方針期間					推計
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
大田小学校	79	100	89	88	76	114	103	91	84	79	69
綾木小学校	20	21	19	16	13						
淳美小学校	66	64	53	47	40						
計	165	185	161	151	129	114	103	91	84	79	69

令和7年度に美東小学校として新設

●令和6年の学級数(第三次方針開始前年)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	複式
大田小学校	1	1	1	1	1	1	6	-
綾木小学校	1		1		1		3	3
淳美小学校	1	1	1		1		4	2

●令和12年の学級数見込(第三次方針終了直後)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	複式
美東小学校	1	1	1	1	1	1	6	-

(工) 秋吉小学校、秋芳桂花小学校((仮)秋芳小学校)

令和6年度の児童数は、秋吉小学校49人、秋芳桂花小学校51人の計100人となっており、令和11年度にはそれぞれ25人、34人の計59人と41人(41.0%)減少する見込みです。両校とも複式学級となっており、建物が新しい(平成29年(2017)築)秋芳桂花小学校を使用した新しい学校に再編することにより、複式化の解消を目指します。

●児童数の推移と推計

項目	推移					本基本方針期間					推計
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
秋吉小学校	66	63	56	52	49	43	35	36	31	25	54
秋芳桂花小学校	57	59	62	54	51	49	40	36	34	34	
計	123	122	118	106	100	92	75	72	65	59	54

●令和6年の学級数(第三次方針開始前年)

年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	複式
秋吉小学校	1		1	1	1	1	5	1
秋芳桂花小学校	1		1	1	1		4	2

●令和12年の学級数見込(第三次方針終了直後)

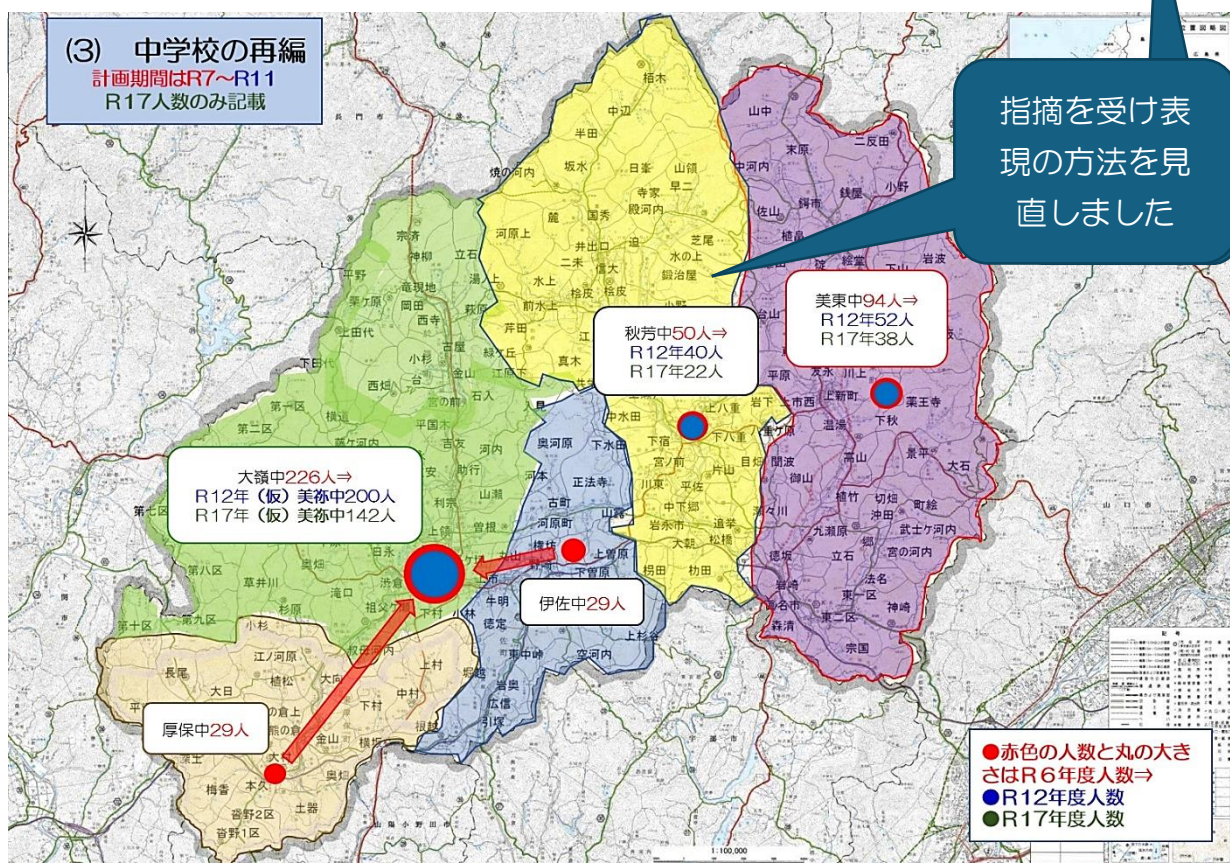
年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	複式
(仮)秋芳小学校	1	1		1	1		4	2

(3) 中学校の再編

適正規模・適正配置の基本方針の考え方に基づいて想定する、中学校の再編の方策は以下のとおりです。

美東中学校においては現在、地域住民、保護者と学校で「未来を拓く学校づくり協議会」を立ち上げ、令和9年度からの施設一体型の小中一貫校を目指し、協議会の中でカリキュラムの検討などを行っています。

項目 年度	本基本方針		令和17年度 (10年後の具体像)
	令和7年度 (本基本方針開始時)	令和12年度 (本基本方針満了時の想定)	
美祢地域	伊佐中学校	(仮)美祢中学校	(仮)美祢中学校
	厚保中学校		
	大嶺中学校		
美東地域	美東中学校	美東中学校	美東中学校
秋芳地域	秋芳中学校	秋芳中学校	



ア 中学校の再編統合シミュレーション

(ア) 伊佐中学校、厚保中学校、大嶺中学校((仮)美祢中学校)

令和6年度の生徒数は、3中学校の合計で284人となっており、令和11年度には201人となり83人(29.2%)減少する見込みです。大嶺中学校以外は、一学年で10人を維持することが困難となる見込みです。

●生徒数の推移と推計

項目	推移					本基本方針期間					推計
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
伊佐中学校	39	34	37	32	29	25	27	36	38	34	200
厚保中学校	30	31	35	28	29	23	22	17	11	16	
大嶺中学校	262	251	232	234	226	209	191	162	156	151	
計	331	316	304	294	284	257	240	215	205	201	200

●令和6年の学級数(第三次方針開始前年)

学年	1年	2年	3年	計	複式
伊佐中学校	1	1	1	3	-
厚保中学校	1	1	1	3	-
大嶺中学校	3	2	3	8	-

●令和12年の学級数見込(第三次方針終了直後)

学年	1年	2年	3年	計	複式
(仮)美祢中学校	3	2	2	7	-

(イ) 美東中学校

令和6年度の生徒数は、合計で94人となっており、令和11年度には62人となり32人(34.0%)減少する見込みです。令和9年度から美東小学校と施設一体型の小中一貫校としてスタートする予定です。

●生徒数の推移と推計

項目	推移					本基本方針期間					推計
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
美東中学校	106	101	106	86	94	88	85	77	67	62	52

●令和6年の学級数(第三次方針開始前年)

学年	1年	2年	3年	計	複式
美東中学校	1	1	1	3	-

●令和12年の学級数見込(第三次方針終了直後)

学年	1年	2年	3年	計	複式
美東中学校	1	1	1	3	-

(ウ) 秋芳中学校

令和6年度の生徒数は、合計で50人となっており、令和11年度には48人となり2人（4.0%）減少する見込みです。今後5年間の減少率が低いことから学年あたり1学級の編成は維持できると見込んでおり、5年間は継続とします。

●生徒数の推移と推計

項目	推移					本基本方針期間					推計
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
秋芳中学校	69	66	56	50	50	51	58	60	57	48	40

●令和6年の学級数(第三次方針開始前年)

学年	1年	2年	3年	計	複式
秋芳中学校	1	1	1	3	-

●令和12年の学級数見込（第三次方針終了直後）

学年	1年	2年	3年	計	複式
秋芳中学校	1	1	1	3	-

(4) 実施スケジュール

ア 期間と実施時期

本基本方針の期間は、第二次美祢市総合計画（後期基本計画）、第三次美祢市教育振興基本計画との整合性を確保するため、計画期間は令和11年度までの5年間としますが、本基本方針においては10年後の具体像を持って5年間を計画期間として、対象校の適正規模・適正配置が実現するよう努めます。

令和12年度以降については、児童生徒数の推移や保護者等の意向、地域住民のまとまりを基に、あらためて適正規模・適正配置について検討します。

イ 基本方針の見直し

本基本方針は、社会情勢の大幅な変動や、学級編成の基準、再編統合に関する基準の見直し等、制度改正が行われることにより、計画の方針に影響を与えるなどの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

ウ 再編統合実施の流れ

(ア) 地域説明会の開催【教育委員会】

教育委員会は、地域説明会を開催し、過小規模校の現状や課題、児童生徒数、学級数の将来推計など、学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について、保護者や地域の方々に対して説明します。

なお、小学校の再編統合は、保護者や地域住民の理解を得ながら進めていきますが、児童生徒にとって魅力ある学校を整備することを最優先課題として取り組んでいきます。

(イ) 適正規模・適正配置対象校のPTA・学校運営協議会との協議【PTA・学校運営協議会・教育委員会】

地域説明会を踏まえ、校区内の保護者、地域の方々が将来を見据えた学校教育や教育環境の在り方などについて協議し、再編についての方向性を示していただきます。

その結果、PTAと学校運営協議会がまとまり、賛同が得られれば、教育委員会に対して再編に関する要望書を提出していただきます。

(ウ) 開校又は統合準備協議会(仮称)の設立【PTA・地域・学校・教育委員会】

要望書の提出後は、保護者説明会、地域説明会を開き、開校又は統合準備協議会(仮称)を設置し、保護者、地域の方々の意見・要望をお聞きしながら、開校又は統合に向けて準備を進めていきます。

(5) 適性規模・適正配置に向けた留意事項

ア 保護者・地域住民への周知

学校は地域住民にとって様々な地域行事や地域活動を行う際の拠点であるとともに、災害時の避難場所でもあることから、地域の核となる施設であると言えます。

このため、再編統合にあたっては、保護者や地域の方々に対して、本市の過小規模校の現状や課題、児童生徒数、学級数の将来推計などの資料提供とともに、こどもたちの教育環境がより充実したものとなるよう、その必要性などを十分に説明し、納得と同意が得られるよう努めます。

なお、本基本方針については、小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化する教育活動を行ってもなお、集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質・能力を伸ばすことのできる教育環境の実現に向け、再編統合する必要があると認められる場合においては、地域住民や保護者全員との合意形成が得られるよう説明を尽くし、適性化を進めていきます。

イ 児童生徒の環境変化への対応

再編統合による環境の変化に対しては、児童生徒の不安や動揺が最小限になるよう、事前に交流学习などを積極的に行い、新しい環境にスムーズに適応できるよう、児童生徒の学習面や心理面に配慮した体制づくりに努めます。

また、再編後の不安を解消するため、教職員の配置についても十分配慮するよう、県教育委員会に対して働きかけを行います。

なお、適正規模・適正配置を進めていく上で、学校選択制の導入に向けて検討を行います。

ウ 地域の特性や伝統の継承等

学校の再編統合が地域の衰退につながらないように配慮するとともに、新たな地域の核としての役割を担うよう学校運営の改善を図ります。

エ 学校指定用品等

編入にあたって、過剰な保護者の負担が生じないように、学校指定の体操服などは編入先の学校においても使用できるよう、統合準備協議会(仮称)で具体的な内容を検討していきます。

オ 校名等の変更

再編統合にあたって、校名の変更を必要とする場合は、公募やアンケートにより、多くの方からの理解が得られるよう努めることとします。

また、新しい校名・校訓・校歌・校章等を決定する場合は、関係者と十分協議し、賛同が得られるよう配慮します。

カ 閉校後の校舎・跡地利用

学校の再編統合により閉校となる学校施設の活用は、将来的な市の財政負担についても考慮しながら、地域の要望を確認した上で検討を進めます。

なお、地域での活用が困難な場合は、庁内で横断的に協議するなど、関係部署と連携しながら、全庁的な立場で有効活用の方策について検討します。

キ 放課後児童クラブ等との連携体制の構築

学校の再編統合により、放課後児童クラブや放課後子ども教室を利用している児童への利便性や質の向上が図られるよう、検討していくことが必要となります。

放課後児童クラブ等の実施場所、運営時間、復路の送迎体制などについて、各運営者、保護者、地域住民と協議を重ね、適切な実施に努めるほか、地域住民と児童がつながりを持てるような取組を実施するなど、閉校する学校に代わり、再編統合後の学校との関係を築く場となるよう、地域、学校とともに工夫しながら児童の保育や教育の向上に努めるものとしします。

ク 本基本方針の見直しに関する事項

美祢市の児童生徒の状況や地域住民、保護者等の動向により、本基本方針どおりに適正規模・適正配置計画を進めることが馴染まない場合には、随時見直しを行うことがあります。

見直しにあたっての要因としては、以下の事例が挙げられます。

- ・ 地域住民が定住対策等に取り組み、学校の継続を強く望む場合
- ・ 年少人口の減少に変化が現れた場合
- ・ 過小規模校であっても保護者、地域住民の双方が継続を強く望む場合

ほか

4 結び

教育委員会としては、これまで10年にわたり、小・中学校の適正規模・適正配置を進めてきました。しかしながら、児童生徒数の減少傾向は更に進んでおり、児童生徒、また、保護者や地域住民にとっても魅力ある学校づくりを進めていくためには、継続した再編統合の検討は必要だと考えています。

本基本方針においては、魅力ある学校づくりに向けて、国が示す適正規模を踏まえ、複式学級を解消し、より充実した教育が行える環境を目指し、10年後の本市の学校の姿を見据えながら、直近の5年間で進める方針を示したものです。学校、保護者、地域の皆様にも魅力ある学校づくりのために適正規模・適正配置を推進していくことを御理解していただくための一助になることを願い、結びといたします。

5 資料編

(1) 美祢市の学校と児童生徒数

ア 各学校の児童生徒数の現状と今後の入学予定者数

令和6年5月1日現在

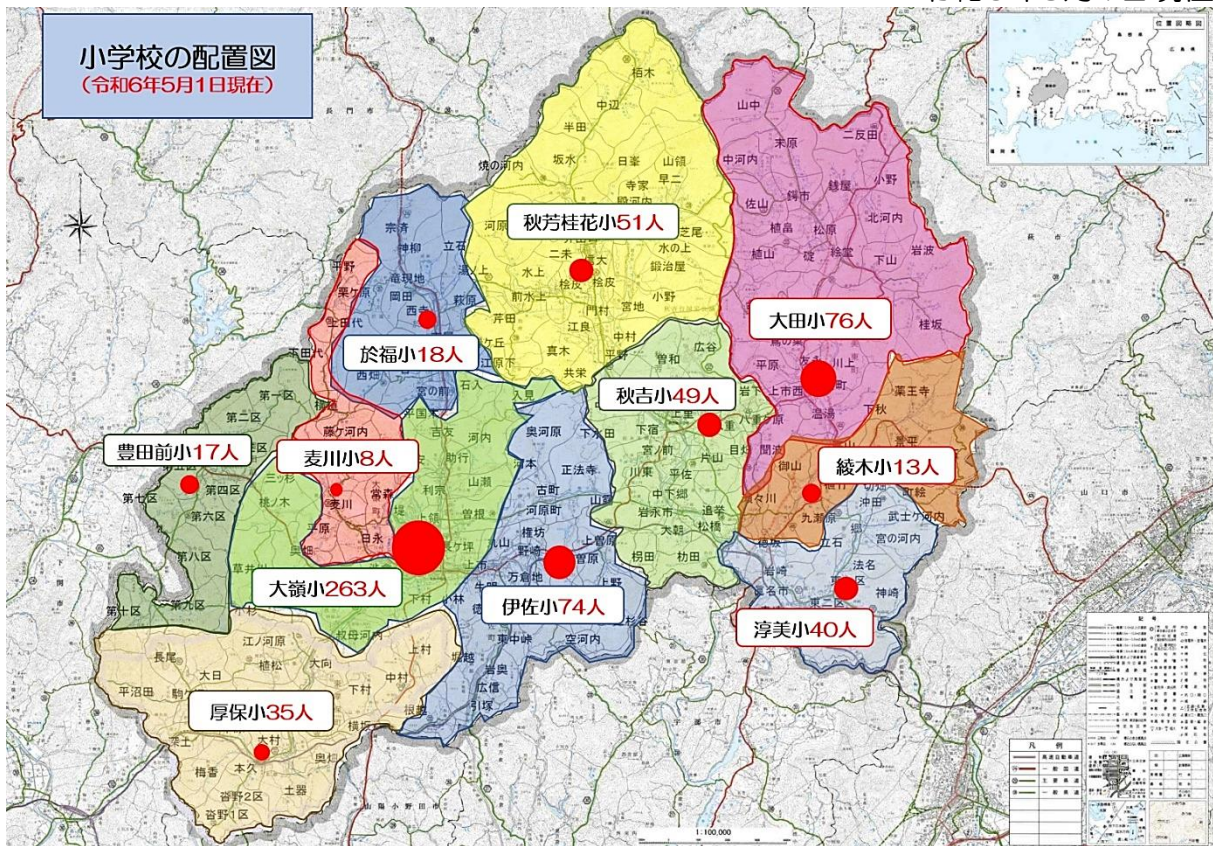
	学校名	R12 入学	R11 入学	R10 入学	R9 入学	R8 入学	R7 入学	1年	2年	3年	4年	5年	6年	児童・ 生徒数
小学校	伊佐小	7	5	6	3	15	13	18	8	12	14	12	10	74
	厚保小	6	1	0	6	5	7	8	9	1	6	4	7	35
	大嶺小	26	24	34	29	34	29	41	39	40	48	48	47	263
	麦川小	1	1	2	1	1	3	1	1	2	1	2	1	8
	於福小	3	2	2	0	2	4	2	3	4	4	1	4	18
	豊田前小	6	5	11	4	3	3	3	3	5	1	0	5	17
	大田小							10	10	11	15	13	17	76
	綾木小							1	2	2	3	1	4	13
	淳美小							4	6	6	7	9	8	40
	美東小	5	13	12	13	12	14							
	秋吉小	5	1	3	10	3	4	4	7	8	9	11	10	49
	秋芳桂花小	2	6	5	7	2	6	8	6	7	11	11	8	51
	小学校計	61	58	75	73	77	83	100	94	98	119	112	121	644
中学校	伊佐中	18	8	12	14	12	10	5	10	14				29
	厚保中	8	9	1	6	4	7	11	5	13				29
	大嶺中	47	46	51	54	51	57	83	69	74				226
	美東中	15	18	19	25	23	29	33	26	35				94
	秋芳中	12	13	15	20	22	18	18	15	17				50
	中学校計	100	94	98	119	112	121	150	125	153				428
合計	161	152	173	192	189	204								1,072

イ 各学校の児童生徒数と学級数の見込

	学校名	児童・生徒数					R11 度学級数見込						
		R7度	R8度	R9度	R10度	R11度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	伊佐小	77	80	69	63	60	← 1 →	1	1	1	1	1	5
	厚保小	35	36	36	35	27	1	0	← 1 →	← 1 →	← 1 →	3	
	大嶺小	245	231	212	206	191	1	1	1	1	1	2	7
	麦川小	10	9	9	9	9	← 1 →	← 1 →	← 1 →	← 1 →	← 1 →	3	
	於福小	18	19	15	13	12	← 1 →	0	1	← 1 →	← 1 →	3	
	豊田前小	15	18	21	27	29	1	1	← 1 →	← 1 →	← 1 →	4	
	美東小	114	103	91	84	79	1	1	1	1	1	1	6
	秋吉小	43	35	36	31	25	← 1 →	← 1 →	← 1 →	← 1 →	← 1 →	3	
	秋芳桂花小	49	40	36	34	34	← 1 →	← 1 →	← 1 →	← 1 →	← 1 →	3	
	小学校計	606	571	525	502	466							37
中学校	伊佐中	25	27	36	38	34	1	1	1				3
	厚保中	23	22	17	11	16	1	← 1 →					2
	大嶺中	209	191	162	156	151	2	2	2				6
	美東中	88	85	77	67	62	1	1	1				3
	秋芳中	51	58	60	57	48	1	1	1				3
	中学校計	396	383	352	329	311							17
合計	1,002	954	877	831	777							54	

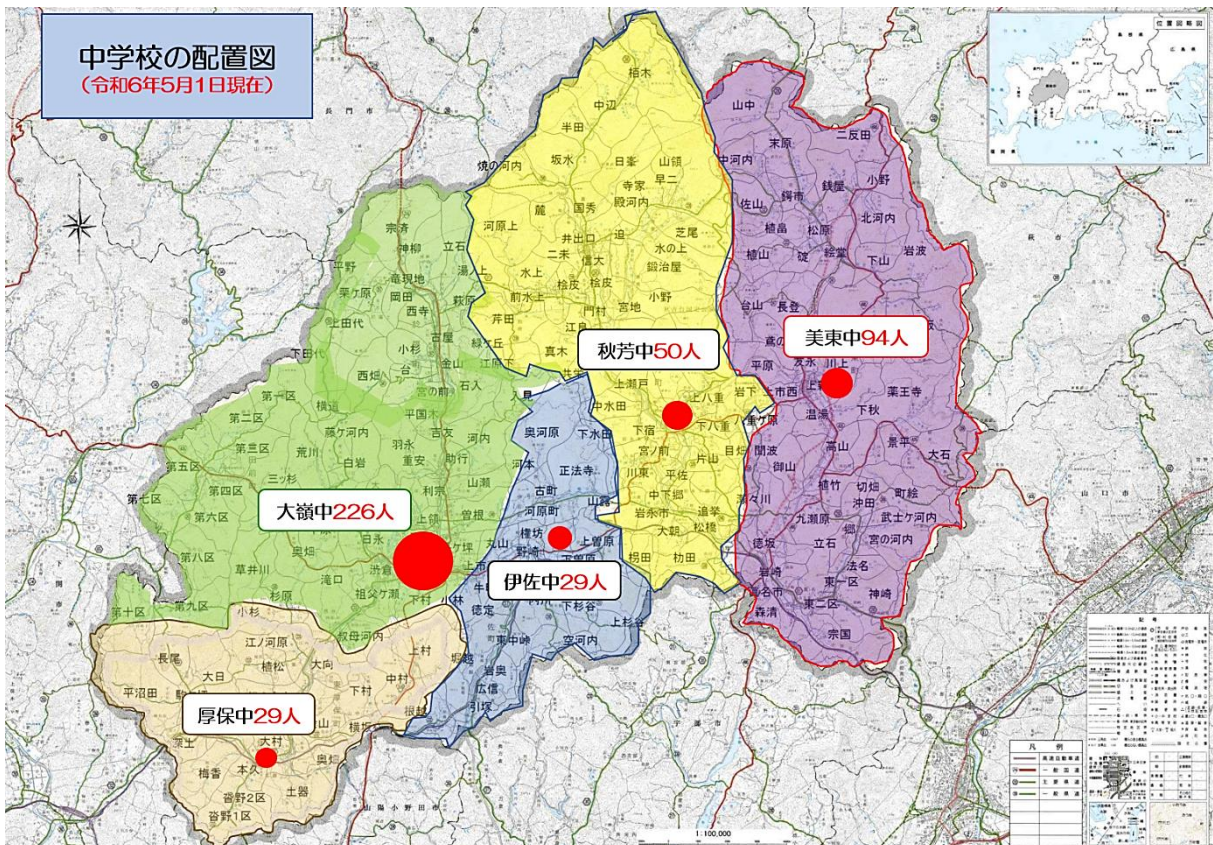
ウ 小学校の配置図

令和6年5月1日現在



エ 中学校の配置図

令和6年5月1日現在



(2) 学校給食共同調理場一覧

名 称	所在地
美祢市学校給食センター	美祢市大嶺町北分976番地
大田学校給食共同調理場	美祢市美東町大田6258番地
秋吉学校給食共同調理場	美祢市秋芳町秋吉2388番地

(3) 関連法令(抜粋)

ア 学校教育法施行規則(改正:令和6年文部科学省令第24号)

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

イ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(改正:令和6年政令第286号)

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

ウ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(改正:令和5年法律第19号)

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、

これを公表しなければならない。

- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(4) 美祢市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会

美祢市立小中学校適正規模適正配置検討委員会設置要綱

令和6年5月31日

教育委員会告示第5号

(設置)

第1条 小中学校の適正規模及び適正配置に関する方針を策定するため、美祢市小中学校適正規模適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 美祢市立小中学校適正規模適正配置基本方針（以下「方針」という。）の策定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、方針の策定に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 学校関係者

(3) 教育関係者

(4) 公募による者

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から令和7年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美祢市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

美祢市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会委員名簿

番号	所 属	委 員	備 考
1	美祢市小学校校長会会長 (大嶺小学校 校長)	相田 康弘	
2	美祢市中学校校長会会長 (大嶺中学校 校長)	渡辺 義征	(会長)
3	美祢市小中学校PTA連合会 (会長)	村上 幸雄	
4	美祢市小中学校PTA連合会 (顧問)	松田 龍信	
5	美祢市文化財保護審議会 (会長)	藏本 隆博	
6	Mine秋吉台ジオパーク推進協議会 (委員)	小原 小織	
7	美祢市社会教育委員 (議長)	安田 一富	
8	美祢市私立幼稚園連盟 (伊佐中央幼稚園 園長)	作本 照子	(副会長)
9	美祢市保育連盟 (秋芳桂花保育園 園長)	利重 佳子	
10	山口県立美祢青嶺高等学校 校長	原田 成光	
11	学校法人 宇部学園 成進高等学校 校長	野原 政典	
12	公募委員	山田 悦子	
13	公募委員	笹尾 透	

審議の経過

回	開催日	内 容
第1回	令和6年12月13日（金）	<ul style="list-style-type: none">・ 適正規模・適正配置の基本的事項・ 検討スケジュールについて・ 第二次方針の評価・ 第三次基本方針検討に向けて
第2回	令和6年12月20日（金）	<ul style="list-style-type: none">・ 第三次基本方針（方針案）について・ 第三次基本方針の進め方について
第3回	令和7年2月17日（月）	<ul style="list-style-type: none">・ 第三次基本方針（素案）について
第4回	令和7年3月25日（火）	<ul style="list-style-type: none">・ パブリック・コメントの実施結果について・ 第三次基本方針（案）について

(5) 美祢市魅力ある学校づくり検討委員会

美祢市魅力ある学校づくり検討委員会設置要綱

令和5年7月31日

教育委員会告示第2号

(設置)

第1条 急速な少子化が進む美祢市において、美祢市の将来を見据え、学校教育環境の充実、学校教育の質の維持及び向上等の課題を検討し、魅力ある学校をつくるために、美祢市魅力ある学校づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(提言事項)

第2条 検討委員会は、児童生徒数の将来推計、学校規模の現状、地域の特性等を踏まえ、教育環境及び学校運営面から検討を行い、美祢市の将来を見据え、子どもたちや教師、地域、保護者にとって魅力ある学校づくりの基本的考え方を取りまとめ、提言するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者（教育に識見を有する者）
- (2) 学校関係者（校長会役員等）
- (3) 保護者の代表者（PTA役員等）
- (4) 幼稚園の代表者
- (5) 保育園の代表者
- (6) 未就学児保護者の代表者
- (7) 公募による市民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から教育委員会に対して第2条の提言を行う日までとする。

2 委員の交代の必要が生じた場合は、委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴取することができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、作業部会又は専門部会を置くことができる。
(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。ただし、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、第4条の規定に基づき提言を行った日限り、その効力を失う。

2 この告示の施行の日以降、最初に開かれる会議は第6条第1項の規定に関わらず、教育長が招集する。

美祢市魅力ある学校づくり検討委員会委員名簿

番号	所 属	委 員	備 考
1	山口大学教育学部 学部長	鷹岡 亮	(会長)
2	山口県立大学社会福祉学部 学部長	藤田 久美	(副会長)
3	慶應義塾大学環境情報学部 准教授	長谷部 葉子	
4	美祢市小学校長会会長 (大嶺小学校 校長)	相田 康弘	
5	美祢市中学校長会会長 (大嶺中学校 校長)	渡辺 義征	
6	山口県立美祢青嶺高等学校 校長	原田 成光	古川 幸隆 (~R6.3.31)
7	学校法人 宇部学園 成進高等学校 校長	野原 政典	
8	美祢市私立幼稚園連盟 (美祢幼稚園 園長)	青木 香雄	
9	美祢市保育連盟 (秋芳桂花保育園 園長)	利重 佳子	伊佐保育園 (~R6.4.1)
10	美祢市小中学校PTA連合会	松田 龍信	
11	美祢市小中学校PTA連合会	小田村 匠	
12	未就学児保護者	末富 洋一	
13	公募	笹尾 透	
14	公募	松岡 稔	
15	公募	藤井 敏通	
16	公募	吉田 麗子	
17	公募	安重 春奈	

審議の経過

回	開催日	内 容
第1回	令和5年10月30日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 小・中学校の状況について ・ 市内幼稚園、保育園及び高等学校紹介 ・ 小・中学校の状況等を踏まえた委員の意見 ・ 今後のスケジュールについて
第2回	令和5年11月27日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育てたい子ども像について ・ 魅力ある学校について ・ 先進地視察について
視察	令和6年1月18日（木） 令和6年1月19日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進地視察（京都府京丹後市） ～保幼小中一貫教育～ 【視察：委員6名、事務局6名】
第3回	令和6年1月29日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進地視察報告 ・ 育てたい子ども像、魅力ある学校について（第2回まとめ） ・ 美祢市の課題等認識について（グループワーク） ・ 教育環境面での美祢市の強み・弱みについて（グループワーク） ・ 児童生徒を対象としたアンケート実施について
第4回	令和6年3月18日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美祢市の強み・弱みについて（第3回まとめ） ・ 美祢市の課題について（第3回まとめ） ・ 児童生徒（小学校4～6年生、中学校1～3年生）のアンケート結果について ・ 具体の施策について（グループワーク）
第5回	令和6年5月20日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体の施策について（第4回のまとめ及び検討）
第6回	令和6年7月12日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体の施策について（第4回及び第5回まとめ） ・ 市立小・中学校適正規模適正配置について
第7回	令和6年8月26日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内中学生の意見聴講・提言書（案）について
第8回	令和6年10月7日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言書（案）について

(6) 用語解説

No.	用語	意味	ページ
1	ウェルビーイング	心身ともに満たされた、幸福で健康な状態のこと。健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。	はじめに
2	過小規模校	文部科学省では、小・中学校とも12学級以上18学級以下を標準としながら、5学級から11学級を「小規模校」、～5学級（小学校は複式が存在する）を「過小規模校」として位置づけており、本市の小・中学校の75%が過小規模校となっています。	はじめに 4,10, 13,16, 17,18, 21,31, 32,33
3	学校選択制	「学校選択制」は、就学校を指定する際に、あらかじめ保護者の意見を聴取して指定を行うものです。	15,16, 19,32
4	カリキュラム	いわゆる「教育課程」のことです。 教育内容を順序に従って系統立てて配列したものです。 目標、内容、指導計画、指導方法、教材、教具、児童生徒の学習活動らを評価するという一連の教育活動を総合化したものです。	15,22, 25,27
5	涵養	長い時間をかけて、知識や教養、性格や能力などを培い、育むことを意味します。	15
6	義務教育学校	一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成及び実施する学校のことです。	1
7	コミュニティ・スクール	学校運営協議会が設置され、教育委員会から任命された保護者や地域住民等が学校運営に参画できる学校のことです。	16 18
8	小1の壁	多くの子どもたちが小学校に入学するにあたって、保護者や子ども自身が直面する様々な課題や変化のことです。幼児保育・教育サービスから小学校通学となることで、子育て支援制度や保護者の働き方、こどもの放課後の居場所など、日常生活の変化を乗り越える必要があります。	20
9	複式学級	児童生徒数が少ないため1学年の児童生徒だけで学級を編制できない場合に、同一学級に2学年を収容して編制する学級をいいます。 (小学校の場合、2つ以上の学年を合わせても16人以下（1年生を含む場合は、8人以下）、中学生の場合8人以下となる場合)	はじめに 4, 9, 11,13, 15,16, 18,21, 23,24, 26,34
10	ICT	「Information and Communication Technology」の略。情報通信技術。ネットワーク通信による情報・知識の共有を念頭に置いた表現です。	13 20

(7) アンケート調査票

ア 小・中学校保護者アンケート調査票

美 教 第 448 号
令 和 6 年 9 月 3 日

保 護 者 各 位

美 称 市 教 育 長 南 順 子

美 称 市 の こ れ か ら の 教 育 を 考 え る ア ン ケ ー ト 調 査 の お 願 い

平素より本市教育行政に格別な御配慮を賜り、心より御礼申しあげます。さて、教育振興のための施策に関する基本的な計画である「第3次 美称市教育振興基本計画」及び児童・生徒にとつてより良い教育環境を築いていくための基本方針である「第3次 美称市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」の策定に向けて、小・中学生の保護者を対象にアンケート調査をお願いすることといたしました。お忙しい中、お手教をおかけいたしますが、調査に御協力くださいようお願い申し上げます。

なお、小・中学生が寝起きいらいやる御家庭におかれましては、それぞれのお子様がこの文書を持ち帰られると思いますが、御回答は一回のみで結構です。また、調査の結果につきましては、全て統計的に集計・分析し、個人の意見が公表されることは一切ありませんので、率直な御意見をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 御回答について
パソコンの方は以下のURLから、スマートフォン、タブレットPCの方は二次元コードから専用ページにアクセスし、令和6年9月25日（水）までに回答してください。

【パソコンの方】
<https://logoform.jp/form/4p/v4/702001>

【スマートフォン、タブレットPCの方】



【お問合せ先】
美称市教育委員会事務局 教育総務課
TEL: 0837-52-5260
FAX: 0837-52-2562
E-mail: kyouikussoumu@city.mine.lg.jp

1

1 あなた自身のことについて

問1 お子さんから見ただあなた（回答者）の続柄は何ですか（○は1つ）

- 1 母親 2 父親 3 祖母 4 祖父 5 その他（ ）

問2 あなたの年齢を教えてください（○は1つ）

- 1 20歳代 2 30歳代 3 40歳代 4 50歳代
5 60～64歳 6 65～74歳 7 75歳以上

問3 お子さんの通っている学校を教えてください

- （小学校）
1 美称市立伊佐小学校 2 美称市立厚保小学校 3 美称市立大嶽小学校
4 美称市立栗川小学校 5 美称市立於福小学校 6 美称市立豊田前小学校
7 美称市立大田小学校 8 美称市立綾木小学校 9 美称市立厚美小学校
10 美称市立秋吉小学校 11 美称市立秋吉桂花小学校
12 その他の小学校（ ）
（中学校）
13 美称市立伊佐中学校 14 美称市立厚保中学校 15 美称市立大嶽中学校
16 美称市立美東中学校 17 美称市立秋吉中学校
18 その他の中学校（ ）

問4 あなたの職業は何ですか（主なもの1つに○）

- 1 自営業 2 会社員
3 公務員 4 パート・アルバイト・派遣など
5 主に家事従事 →問6へ選んでください 6 学生
7 無職 →問6へ選んでください 8 その他（ ）

問5 あなたの通勤・通学先はどこですか（○は1つ）

- 1 美称市内 2 その他（ ）

問6 あなたには、1か月のうち休日（自由に使うことができる日）は、何日くらいありますか（○は1つ）

- 1 1日 2 2～3日 3 4～5日 4 6～7日
5 8～10日 6 11～15日 7 毎日自由に使える
8 自由に使える日はない 9 その他（ ）

2

3 こともたちへの教育について

問11 美称市の学校教育について、満足しているもの、重要だと思ふものをそれぞれお答えください（○はそれぞれ5つまで）

	(1) 満足しているもの	(2) 重要だと思ふもの
1	就学前教育（幼児教育）の充実	1
2	こともたちの学力の向上	2
3	こともたちの豊かな心の育成	3
4	こともたちの健やかな体の育成	4
5	食に関する教育の推進	5
6	ふるさとを愛することの育成（ジオ学習※1）	6
7	夢や志を育むキャリア教育の推進	7
8	コミュニケーション能力の育成	8
9	障がいのある児童・生徒に対する特別支援教育	9
10	安全・安心な教育環境の整備（学校施設・設備）	10
11	学校・家庭・地域社会の連携（コミスク※2の充実）	11
12	家庭教育への支援	12
13	生涯学習の推進	13
14	人権教育の推進	14
15	生涯スポーツの推進	15
16	文化財の保護・活用の取組	16
17	まちづくりに関する学習機会の提供	17

※1 ジオ学習

Mime秋吉台ジオパークを主眼とした地域特色を生かしたふるさと学習で、地域の特質を探究的・多面的に見つめ直すことにより、地域に根ざした教育活動を展開しています。こともたちが現地でフィールドワークや観光ガイド（ジオガイド）を行う取組などを行っています。

※2 コミスク

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組みが可能となる「地域ともちにある学校」づくりの仕組みです。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。

2 学校との関わりについて

問7 あなたは、この1年間に何回くらいお子さんの学校に行かれましたか（○は1つ）

1	1回	2	2回	3	3～5回	4	6～9回
5	10回以上	6	行ったことがない＝問9へ運んでください				

問8 あなたがこの1年間にお子さんの学校に行かれた理由は何か（○はいくつでも）

1	入学式や卒業式	2	運動会や文化祭などの学校行事
3	先生との面談	4	授業参観・授業見学
5	学級・学年総会（保護者会）	6	P T Aの活動
7	校庭の草刈りなど学校施設の整備作業	8	学校やP T A主催の講演会
9	校区の安全を守る巡回活動	10	学校の施設開放（特別教室や体育館など）
11	地域クラブ活動などの指導	12	学校の活動を評価する会議
13	休日などに行う体験活動や学習活動の指導	14	授業の講師や教師のアシスタント
15	その他（ ）		

問9 学校の活動に参加したり、先生に協力したいと思えますか（○は1つ）

1	とても思う	2	まあそう思う
3	あまりそう思わない	4	全くそう思わない

問10 学校に対して協力してみたいことは何ですか（○はいくつでも）

1	通学路における登下校時の見守り活動
2	草刈りや花壇の手入れなどの環境づくりの手助け
3	運動会や文化祭など学校行事の手助け
4	農作物の栽培や収穫作業などの体験指導
5	昔遊びなどを通じてのふれあい活動
6	文化・芸能活動やスポーツなどの地域クラブ活動の指導
7	読み聞かせや圖書の整理・貸出しの手助け
8	書写や調理などでの実習指導
9	特になし
10	その他（ ）

問14 ことまたちの学力を向上させるために取り組む必要があることは何だと思えますか (○は3つまで)

- 1 児童・生徒の学習意欲の向上
- 2 授業内容の充実
- 3 反復学習の徹底
- 4 少人数授業等学習形態の工夫
- 5 教職員の指導力の向上
- 6 授業時間の増加や補充学習の取組
- 7 家庭学習の充実
- 8 小・中学校が連携した教育の取組
- 9 情報機器を活用した学習の工夫
- 10 特にない
- 11 わからない
- 12 その他 ()

4 学校の適正規模・適正配置について

美祿市では将来を担うことまたちに、より望ましい教育環境を整えるため、学校の適正規模・適正配置に関して検討をしています。皆様の御意見を伺わせてください。

問15 ことまが学校に通うために、通学時間はどのくらいまでがいいと思えますか (○は1つ)

- | | | | |
|---------|-----------|---------|---------|
| 1 15分以内 | 2 30分以内 | 3 45分以内 | 4 60分以内 |
| 5 75分以内 | 6 その他 () | | |

問16 お子さんの通っている学校のクラスの児童・生徒の人数をどう思えますか (○は1つ)

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 少ないと思う | 2 どちらかというと少ないと思う |
| 3 ちょうどいいと思う | 4 どちらかというと多いと思う |
| 5 多いと思う | 6 わからない |

問17 学校教育を行う上で、1学年の人数は、何人くらいが適当と思えますか (○は1つ)

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1 できるだけ少ない人数 | 2 複式学級にならない人数 |
| 3 中学校はクラス替えが行える人数 | 4 小・中学校共にクラス替えが行える人数 |
| 5 できるだけ多い人数 | |

問12 美祿市の学校教育において、特に充実すべきことは何だと思えますか (○は5つまで)

- 1 自ら興味や関心を持って、他者と協働しながら課題を解決していく能力を育む教育
- 2 ことま一人一人の特性や学習進捗等に応じた教育
- 3 課題解決に必要な思考力、判断力、表現力を身につけさせる教育
- 4 基本的な知識や技能を身につけさせる教育
- 5 よのよい人間関係形成するためのコミュニケーション能力の育成
- 6 道徳教育などを通じた心の教育
- 7 国際的な視野を育む英語教育
- 8 不登校やいじめなどへの対応
- 9 一人一人の人権を尊重する教育
- 10 健康づくりのりや体力の向上を図る教育
- 11 連絡や将来の生き方に関する教育
- 12 コンピュータなどを活用した情報教育
- 13 読書習慣を身につける教育
- 14 障がいのあることま一人一人の教育的ニーズに対応する特別支援教育
- 15 課外活動や部活動の振興
- 16 防災・防犯対策に関する教育
- 17 ふるさとの歴史や文化を継承する教育
- 18 望ましい食習慣を身につける教育
- 19 環境問題に対する意識を高める教育
- 20 教育の場における地域の人材活用
- 21 特にない
- 22 わからない
- 23 その他 ()

問13 小学校・中学校に対して望まれることはありますか (○は3つまで)

- 1 ことまの気持ちを理解しようとする
- 2 ことまに将来の夢や目標をもたせる
- 3 ことまに公平に接すること
- 4 専門的知識が豊富で、指導方法が上手であること
- 5 家庭に対し積極的に情報の提供を行うこと
- 6 ことまと遊んだり、話し相手になったりすること
- 7 ことまに対して、厳しくしつけをすること
- 8 保護者の相談に快く応じてくれること
- 9 地域と適切にコミュニケーションがとれること
- 10 特にない
- 11 わからない
- 12 その他 ()

問20 学校の規模が小さい(児童・生徒数が少ない)ことで、**よくなる**と思うことをお答えください。(〇は3つまで)

- 1 仲間意識が生まれやすい
- 2 異年齢の学習活動を細みやすい
- 3 体験的な活動や校外活動を機動的に行うことができる
- 4 教職員が目が届きやすく、きめ細かな指導(個別指導)がしやすい
- 5 全員で団結や協力がしやすい
- 6 個々の活躍の場が増え、責任感が育ちやすい
- 7 家庭的な雰囲気の中で勉強ができる
- 8 地域の協力を得やすいため、郷土の教育資源を最大限生かした教育活動が展開しやすい
- 9 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- 10 様々な活動の中で一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- 11 特になし
- 12 その他()

問21 学校の規模が小さい(児童・生徒数が少ない)ことで、**悪くなる**と思うことをお答えください。(〇は3つまで)

- 1 競争意識が薄くなりやすい
- 2 友達関係がいつも同じで、友人間に固定化した序列ができやすい
- 3 多様な考えに触れる機会が少ない
- 4 コミュニケーション能力が育ちにくい
- 5 PTA活動等において、保護者への負担が大きさい
- 6 地域クラブ活動等の種類が限定される
- 7 男女比の偏りが生じやすい
- 8 班活動やグループ分けに制約を生じる
- 9 トラブルが起こった場合の対応方法が少ない
- 10 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- 11 特になし
- 12 その他()

問22 学校の規模が小さい(児童・生徒数が少ない)学校は、今後どのようにするのが適当だと思いますか。(〇は2つまで)

- 1 通学区を変更する
- 2 近隣の学校と統合する
- 3 複式学級になっても存続させる
- 4 ICTを活用した遠隔授業を実施し、存続させる
- 5 その他()

問18 学校の規模が大きくなる(児童・生徒数が多い)ことで、**よくなる**と思うことをお答えください。(〇は3つまで)

- 1 切磋琢磨しながら力を伸ばしやすい
- 2 競争意識が生まれやすい
- 3 人間関係の幅が広がる
- 4 多様な学習形態で授業を展開できる
- 5 多くの行事により、こともを育てることができる
- 6 大勢で様々な活動ができる
- 7 個々の活動の進捗が追え、責任感が育ちやすい
- 8 トラブルが起こった場合の対応法(クラス替え等)がある
- 9 地域クラブ活動等の種類が豊富になる
- 10 クラス替えを契機としてこともが意欲を新たにすることができる
- 11 ことを多様な意見に触れさせることができる
- 12 特になし
- 13 その他()

問19 学校の規模が大きくなる(児童・生徒数が多い)ことで、**悪くなる**と思うことをお答えください。(〇は3つまで)

- 1 課題が発生しても、教職員が気づかない場合が生じてしまう
- 2 教職員の目が届きにくく、きめ細かな指導(個別指導)がしにくい
- 3 人間関係が希薄になりやすい
- 4 様々な活動に制限が生じる
- 5 一人一人の活躍の場が少ない
- 6 施設・設備の利用時間等の調整が行いにくい
- 7 地域や保護者との関係が弱くなりやすい
- 8 集団活動・行事の際に臨機応変に対応しにくい
- 9 特になし
- 10 その他()

問26 「子どもが大人になる」ということは、どういうことだと感じますか(○は3つまで)

- 1 家族から、経済的に自立すること
- 2 身の回りのことを自分ででき、一人でも生活できるようになること
- 3 社会的に自立するとともに、親を助けることができるようになること
- 4 結婚して家庭をもつこと
- 5 仕事を一人前のできるようになること
- 6 自分の夢を実現できるようになること
- 7 社会で役割や責任を果たせるようになること(地域活動や社会貢献)
- 8 選挙権をもち、行使すること
- 9 わからない
- 10 その他 ()

問27 子どもが自立した大人になるために、どのような体験が必要だと感じますか(○は3つまで)

- 1 家事を一人ででき、家庭の中で役割をもつこと
- 2 様々な職業についての知識・体験をもつこと
- 3 友達とキャンプや合宿、旅行などを体験すること
- 4 地域のクラブ活動やサークル活動で、異年齢の人と一緒に活動すること
- 5 自分たちだけで地域活動などを企画し、実行すること
- 6 子ども会などで、小さな子どもの面倒をみること
- 7 地域の祭りやイベント、清掃活動などで一定の役割をもつこと
- 8 環境や福祉などの社会貢献活動に参加すること
- 9 政治や社会の仕組みがわかること
- 10 わからない
- 11 その他 ()

問28 家庭教育で力を入れていることは何ですか(○は3つまで)

- 1 ルールや約束事を守らせること
- 2 基本的な生活習慣を身につけさせること
- 3 あいさつをさせること
- 4 子どもとふれあう時間をたくさん持つこと
- 5 ことごと一緒に食事をする
- 6 ことごと家に手伝いをさせること
- 7 子どもの考えや意見を尊重すること
- 8 地域で行う行事や活動に参加させること
- 9 社会体験やボランティア体験など、さまざまな体験をさせること
- 10 ことごとたくさん遊ばせること
- 11 特にない
- 12 その他 ()

問24 学校の規模を適正な大きさにするため、考慮すべきことは何だと感じますか(○は3つまで)

- 1 教育に望ましい児童生徒数・学級数
- 2 児童・生徒の通学距離や通学手段
- 3 学校と地域間の交流状況
- 4 地域住民の意向
- 5 その他 ()

問25 学校の規模を通正な大きさにするための方法の一つとして、通学区域の見直しがあります。その場合、配慮すべきことは何だと感じますか(○は2つまで)

- 1 通学の安全確保を図る
- 2 遠距離通学の支援(路線バス、スクールバスなど)
- 3 行政区や現在の校区の区域を考慮する
- 4 わからない
- 5 その他 ()

5 こどもの暮らしや将来像について

問25 あなたは、お子さんに、どのような人になってほしいですか(○は3つまで)

- 1 やさしさや思いやりのある人
- 2 家族や仲間を大切に思う人
- 3 自ら考えて行動できる人
- 4 目標に向かって努力できる人
- 5 心身ともに健康で明るい人
- 6 礼儀正しく、責任感のある人
- 7 知的好奇心や探究心を持ち、自らチャレンジできる人
- 8 失敗をまかし再チャレンジする人
- 9 将来に夢や希望をもつ人
- 10 感性や創造力の豊かな人
- 11 ふるさとに誇りをもつ人
- 12 特にない
- 13 その他 ()

6 子どもの取り巻く環境について

問31 次の①～⑮のようなことを子どもたちに教えたり、指導したりするのは主に誰の役割だと思われますか（①から⑮のそれぞれに○は1つ）

	家庭の役割	地域・社会の役割	市や社会教育の役割	学校の役割	わからない
① 食事などの生活習慣を身につけること	1	2	3	4	5
② 安全に外で遊べるようにすること	1	2	3	4	5
③ 集団生活のルールを学ぶこと	1	2	3	4	5
④ 規範意識を身につけること	1	2	3	4	5
⑤ 体力をつけること	1	2	3	4	5
⑥ いろいろな生活体験をすること	1	2	3	4	5
⑦ いろいろな仕事を体験すること	1	2	3	4	5
⑧ 本や新聞を読む習慣をつけること	1	2	3	4	5
⑨ 学力をつけること	1	2	3	4	5
⑩ 家で勉強する習慣をつけること	1	2	3	4	5
⑪ 自然や環境を大切にすること	1	2	3	4	5
⑫ 郷土の伝統や文化を学ぶこと	1	2	3	4	5
⑬ ボランティア・市民活動に参加すること	1	2	3	4	5
⑭ 地域行事に参画すること	1	2	3	4	5
⑮ 人を思いやる心を育てること	1	2	3	4	5

問29 子どもの健全に育むため、どのような取組が必要だと思われますか（○は3つまで）

- 1 家族の団らんの場をつくる
- 2 子どもと保護者が一緒に、様々な体験ができる機会を増やす
- 3 朝食、マナーなど食のあり方を通して家族とのつながりを深める
- 4 しつけや教育について相談できる場所をつくる
- 5 就業時間を短縮するなど、企業が協力して家族のふれあいの機会を創やす
- 6 子どもに対する教育の方法や心構えを学ぶ機会を設ける
- 7 保護者同士が、教育について話し合える機会をつくる
- 8 持にない
- 9 わからない
- 10 その他（ ）

問30 インターネットやテレビゲーム、スマートフォンなどについておたずねします
 (1) 次のうち、お子さんが持っているものや、自宅へ帰ってお子さんが自由に使えるものはありますか（○はいくつでも）

- | | | |
|----------------|----------|------------------|
| 1 スマートフォン・携帯電話 | 2 パソコン | 3 タブレットPC(学習用以外) |
| 4 テレビゲーム機 | 5 携帯ゲーム機 | 6 いずれも使わせていない |

(2) インターネットにつながる機器をお持ちの場合に、有害サイトなどへの接続を遮断するフィルタリング機能を設定していますか（○は1つ）

- | | | |
|----------|-----------|---------|
| 1 設定している | 2 設定していない | 3 わからない |
|----------|-----------|---------|

(3) お子さんがインターネットやテレビゲームをしている時間は、一日にどのくらいですか（○は1つ）

- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| 1 1時間以内 | 2 1～2時間以内 | 3 2～3時間以内 |
| 4 3時間以上 | 5 把握していない | 6 していない |

(4) インターネットやテレビゲームについて、困っていることや問題と思うことはありますか

(自由にお書きください)

7 自由な御意見をお聞かせください

問32 以下のことについて、自由に御意見をお書きください

(1) 美祿市の学校教育に生かせると思うこと（歴史、文化財、風土、地域性、人物など）

(2) 美祿市の学校教育について、足りないと思うこと（体験機会、地域性、サービスなど）

(3) 美祿市における小中一貫教育への御意見

(4) 美祿市の教育行政全般への御意見

設問は以上です。ありがとうございました。

イ 一般市民アンケート調査票

(一般市民調査)

美祢市のこれからの教育を考える アンケート調査のお願い

平素から、本市の教育行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
本市は少子高齢化が進んでいく中、市民のみならずの教育への質の向上や学校運営などへの関心も高くなっています。また、市民のみならずが、生涯にわたって学習意欲や必要に応じて学習機会を得ることができると期待されています。これからの市民生活や文化の向上、市民の手によるまちづくりの推進に向けて重要な課題です。

そのような中、教育振興のための施策に関する基本的な計画である「第3次美祢市教育振興基本計画」及び児童・生徒にとってより良い教育環境を整えていくための基本方針である「第3次美祢市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」の策定に向けて、市民を対象にアンケート調査をお願いすることといたしました。お忙しい中、お手数をおかけいたしますが、調査に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、調査の結果につきましては、全て統計的に集計・分析し、個人の意見が公表されることは一切ありませんので、率直な御意見をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

令和6年8月
美祢市教育委員会

御記入について

- 設問ごとに、あてはまる項目の数字に○を付けてください。
- 回答数の制限を設けているものについては、指示に従って御記入ください。
- 封筒・調査票への氏名の記入は不要です。

調査票の返送について

- 御記入いただいた調査票は同封の返信用封筒に入れ、封をして
令和6年9月25日(水)までに、
切手を貼らずにそのまま郵便ポストに御投函ください。

インターネットの御利用について

- 本調査はインターネットでもお答えいただけます。
パソコンの方は以下のURLから、スマートフォン、タブレットPCの方は右の二次元コードから回答してください。調査票の返送は不要です。
ネット回答URL: <https://logofom.jp/form/M014/711267>

お問合せ

美祢市教育委員会事務局 教育総務課
電話番号:0837-52-5260 FAX 番号:0837-52-2562

1 あなた自身のことについて

問1 あなた(回答者)の性別を教えてください(○は1つ)

- 1 男性 2 女性

問2 あなたの年齢を教えてください(○は1つ)

- 1 10歳代 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
5 50歳代 6 60～64歳 7 65～74歳 8 75歳以上

問3 あなたのお住まいの地域を教えてください(○は1つ)

- 1 大嶺 2 伊佐 3 豊田前 4 於福
5 東厚保・西厚保 6 赤郷 7 大田 8 綾木
9 眞長田 10 霧万・青島 11 別府 12 秋吉
13 岩永

問4 あなたの職業は何ですか(主なもの1つに○)

- 1 自営業 2 会社員
3 公務員 4 ハート・アルバイト・派遣など
5 主に家事従事 →問6へ進んでください 6 学生
7 無職 →問6へ進んでください 8 その他()

問5 あなたの通勤・通学先はどこですか(○は1つ)

- 1 美祢市内 2 その他()

問6 あなたの御家族に、未成年の子どもはいますか(該当するもの全てに○)

- 1 いません 2 就学前の子どもがいる
3 小学生の子どもがいる 4 中学生の子どもがいる
5 高校生・専門学校生の子どもがいる 6 社会人の子どもがいる

問7 あなたには、1か月のうち、休日(自由に使うことができる日)は、何日くらいありますか(○は1つ)

- 1 1日 2 2～3日 3 4～5日
4 6～7日 5 8～10日 6 11～15日
7 毎日自由に使える 8 自由に使える日はない
9 その他()

3 学校の適正規模・適正配置について

美祿市では将来を担う子どもたちに、より望ましい教育環境を整えるため、学校の適正規模・適正配置に関して検討をしています。皆様の御意見を御聞かせください。

問12 地域の子どもが学校に通うために、通学時間はどのくらいまでがいいと思いますか

- | | | | |
|---------|-----------|---------|---------|
| 1 15分以内 | 2 30分以内 | 3 45分以内 | 4 60分以内 |
| 5 75分以内 | 6 その他 () | | |

問13 学校の規模が大きくなる(児童・生徒数が多い)ことで、**よくなる**と思うことをお答えください。(〇は3つまで)

- | |
|----------------------------------|
| 1 切磋琢磨しなからかを伸ばしやすい |
| 2 競争意識が生まれやすい |
| 3 人間関係の幅が広がる |
| 4 多様な学習形態で授業を展開できる |
| 5 多くの行事により、子どもを育てることができる |
| 6 大勢で様々な活動ができる |
| 7 個々の活動の選択肢が増え、責任感が育ちやすい |
| 8 トラブルが起こった際の対応法(クラス替え等)がある |
| 9 地域クラブ活動等の種類が豊富になる |
| 10 クラス替えを柔軟として子どもが意欲を新たにすることができる |
| 11 ことも多様な意見に触れさせることができる |
| 12 特になし |
| 13 その他 () |

問14 学校の規模が大きくなる(児童・生徒数が多い)ことで、**悪くなる**と思うことをお答えください。(〇は3つまで)

- | |
|----------------------------------|
| 1 課題が発生しても、教職員が気づかない場合が生じてしまう |
| 2 教職員の目が届きにくく、きめ細かな指導(個別指導)がしにくい |
| 3 人間関係が希薄になりやすい |
| 4 様々な活動に制限が生じる |
| 5 一人一人の活躍の場が少なくなる |
| 6 施設・設備の利用時間等の調整が行いにくい |
| 7 地域や保護者との関係が弱くなりやすい |
| 8 集団活動・行事の際に臨機応変に対応しにくい |
| 9 特になし |
| 10 その他 () |

2 学校との関わりについて

問8 あなたは、この1年間に何回くらい地域の学校に行かれましたか。(〇は1つ)

- | | | | |
|---------|------------|--------------|--------|
| 1 1回 | 2 2回 | 3 3~5回 | 4 6~9回 |
| 5 10回以上 | 6 行ったことがない | →問10へ進んでください | |

問9 あなたがこの1年間に地域の学校に行かれた理由は何か。(〇はいくつでも)

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1 入学式や卒業式 | 2 運動会や文化祭などの学校行事 |
| 3 授業参観・授業見学 | 4 P T Aの活動 |
| 5 校庭の草刈りなど学校施設の整備作業 | 6 学校やP T A主催の講演会 |
| 7 校区の安全を守る巡回活動 | 8 学校の施設開放(特別教室や体育館など) |
| 9 地域クラブ活動などの指導 | 10 学校の活動を評価する会議 |
| 11 休日などに行う体験活動や学習活動の指導 | 12 授業の講師や教師のアシスタント |
| 13 その他 () | |

問10 学校の活動に参加したり、先生に協力したいと思えますか。(〇は1つ)

- | | |
|-------------|------------|
| 1 とてもそう思う | 2 まあそう思う |
| 3 あまりそう思わない | 4 全くそう思わない |

問11 地域の学校に対して協力してみたいことは何ですか。(〇はいくつでも)

- | |
|-----------------------------|
| 1 通学路における登下校時の見守り活動 |
| 2 草刈りや花壇の手入れなどの環境づくりの手助け |
| 3 運動会や文化祭など学校行事の手助け |
| 4 農作物の栽培や収穫作業などの体験指導 |
| 5 昔遊びなどを通じてのふれあい活動 |
| 6 文化・芸能活動やスポーツなどの地域クラブ活動の指導 |
| 7 読み聞かせや図書整理・貸出しの手助け |
| 8 書写や調理などでの実習指導 |
| 9 特になし |
| 10 その他 () |

問18 学校教育を行う上で、1学年の人数は、何人くらいが適当だと思いますか（○は1つ）

- 1 できるだけ少ない人数
- 2 複式学級にならない人数
- 3 中学校はクラス替えが行える人数
- 4 小・中学校共にクラス替えが行える人数
- 5 できるだけ多い人数

問19 学校の規模を適正な大きさにするため、考慮すべきことは何だと思いますか（○は3つまで）

- 1 教育に望ましい児童生徒数・学級数
- 2 児童生徒の通学距離や通学手段
- 3 学校と地域間の交流状況
- 4 地域住民の意向
- 5 その他（ ）

問20 学校の規模を適正な大きさにするための方法の一つとして、通学区の見直しがあります。その場合、配慮すべきことは何だと思いますか（○は2つまで）

- 1 通学の安全確保を図る
- 2 遠距離通学の支援（路線バス、スクールバスなど）
- 3 行政区や現在の校区の区画を考慮する
- 4 わからない
- 5 その他（ ）

5 子どもの暮らしや将来像について

問21 美祿市のごどもたちには、将来どのような人になってほしいですか（○は3つまで）

- 1 やさしきや思いやりのある人
- 2 家族や仲間を大切に思う人
- 3 自ら考えて行動できる人
- 4 目標に向かって努力できる人
- 5 心身ともに健康で明るい人
- 6 礼儀正しく、責任感のある人
- 7 知的好奇心や探究心を持ち、自らチャレンジできる人
- 8 失敗を生きし再チャレンジする人
- 9 将来に夢や希望をもつ人
- 10 感性や創造力の豊かな人
- 11 ふるさとに誇りをもつ人
- 12 特になし
- 13 その他（ ）

問15 学校の規模が小さい（児童・生徒数が少ない）ことで、よくなると思うことをお答えください（○は3つまで）

- 1 仲間意識が生まれやすい
- 2 異年齢の学習活動を組みやすい
- 3 体験的な活動や校外活動を機動的に行うことができる
- 4 教職員の間が隔さずく、きめ細かな指導（個別指導）がしやすい
- 5 全員で団結や協力がしやすい
- 6 個々の活躍の場が増え、責任感が育ちやすい
- 7 家庭的な雰囲気の中で勉強ができる
- 8 地域の協力を得やすいため、親士の教育養育を最大限生かした教育活動が展開しやすい
- 9 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- 10 様々な活動の中で一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- 11 特になし
- 12 その他（ ）

問16 学校の規模が小さい（児童・生徒数が少ない）ことで、悪くなると思うことをお答えください（○は3つまで）

- 1 競争意識が薄くなりやすい
- 2 友達関係がいつも同じで、友人間に固定化した序列ができやすい
- 3 多様な考えに触れる機会が少ない
- 4 コミュニケーション能力が育ちにくい
- 5 PTA活動等において、保護者への負担が大きい
- 6 地域クラブ活動等の種類が限定される
- 7 男女比の偏りが生じやすい
- 8 トラブルが起った場合の対応方法が少ない
- 9 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- 10 特になし
- 11 その他（ ）

問17 学校の規模が小さい（児童・生徒数が少ない）学校は、今後どのようにするのが適当だと思いますか（○は2つまで）

- 1 通学区を変更する
- 2 近隣の学校と統合する
- 3 複式学級になっても存続させる
- 4 ICTを活用した遠隔授業を実施し、存続させる
- 5 その他（ ）

6 子どもの取り巻く環境について

問25 次の①～⑮のようなことを子どもたちに教えたり、指導したりするのは主に誰の役割だと感じますか（①から⑮のそれぞれに○は1つ）

	家庭の役割	地域 社会の役割	市や 社会教育の役割	学校の役割	わからない
① 食事などの生活習慣を身につけること	1	2	3	4	5
② 安全に外で遊べるようにすること	1	2	3	4	5
③ 集団生活のルールを学ぶこと	1	2	3	4	5
④ 規範意識を身につけること	1	2	3	4	5
⑤ 体力をつけること	1	2	3	4	5
⑥ いろいろな生活体験をすること	1	2	3	4	5
⑦ いろいろな仕事を体験すること	1	2	3	4	5
⑧ 本や新聞を読む習慣をつけること	1	2	3	4	5
⑨ 学力をつけること	1	2	3	4	5
⑩ 家で勉強する習慣をつけること	1	2	3	4	5
⑪ 自然や環境を大切にすること	1	2	3	4	5
⑫ 郷土の伝統や文化を学ぶこと	1	2	3	4	5
⑬ ボランティア・市民活動に参加すること	1	2	3	4	5
⑭ 地域行事に参画すること	1	2	3	4	5
⑮ 人を思いやる心を育てること	1	2	3	4	5

問22 「子どもが大人になる」ということは、どういうことだと感じますか（○は3つまで）

- 1 家族から、経済的に自立すること
- 2 身の回りのことを自分ででき、一人でも生活できるようになること
- 3 社会的に自立するとともに、親を助けることができるようになること
- 4 結婚して家庭をもつこと
- 5 仕事を一人前にできるようになること
- 6 自分の夢を実現できるようになること
- 7 社会で役割や責任を果すようになること（地域活動や社会貢献）
- 8 選挙権をもち、行使すること
- 9 わからぬ
- 10 その他（ ）

問23 子どもが自立した大人になるために、どのような体験が必要だと思いますか

（○は3つまで）

- 1 家事を一人ででき、家庭の中で役割をもつこと
- 2 様々な職業についての知識・体験をもつこと
- 3 友だちとキャンプや合宿、旅行などを体験すること
- 4 地域のクラブ活動やサークル活動で、異年齢の人と一緒に活動すること
- 5 自分たちだけで地域活動などを企画し、実行すること
- 6 子ども会などで、小さなこどもの面倒をみること
- 7 地域の祭りやイベント、清掃活動などで一定の役割をもつこと
- 8 環境や福祉などの社会貢献活動に参加すること
- 9 政治や社会の仕組みがわかること
- 10 わからぬ
- 11 その他（ ）

問24 子どもを健全に育てため、子育て家庭にどのような取組が必要だと思いますか

（○は3つまで）

- 1 家族の団らんの場をつくる
- 2 子どもと保護者が一緒に、様々な体験ができる機会を確保
- 3 朝食、マナーなど食のあり方を通して家族とのつながりを深める
- 4 しつけや教育について相談できる場をつくる
- 5 就労時間を短縮するなど、企業が協力して家族のふれあいの機会を増やす
- 6 子どもに対する教育の方法や心構えを学ぶ機会を設ける
- 7 保護者同士が、教育について話し合える機会をつくる
- 8 地域行事への参加
- 9 ボランティア活動への参加
- 10 他にない
- 11 わからぬ
- 12 その他（ ）

問30 上記の学習や活動を行っている場所はどこですか (〇はいくつでも)

- | | | | | |
|------------|-----------|-------------|--------|--------|
| (市内の施設) | | 1 自宅や知人・友人宅 | 2 公民館 | 3 図書館 |
| 4 公共の体育施設 | 5 小学校・中学校 | 6 その他の公共施設 | | |
| 7 民間施設 | 8 その他 () | | | |
| (市外の施設) | | 9 公共の施設 | 10 公民館 | 11 図書館 |
| 12 小学校・中学校 | 13 民間施設 | 14 その他 () | | |

問31 上記の学習や活動を、どのくらい行っていますか (〇はいくつでも)

- | | | | |
|----------|----------|----------|--------|
| 1 ほとんど毎日 | 2 週に1~2日 | 3 月に1~4日 | 4 年に数回 |
|----------|----------|----------|--------|

問32 今後、学習してみたい分野や関心があることはありますか (〇は3つまで)

- | | | |
|------------------------------|---------------|-----------|
| 1 情報通信・情報処理 (パソコン、スマートフォンなど) | 2 外国語 (英会話など) | |
| 3 各種資格取得 | 4 健康づくり | 5 体育・スポーツ |
| 6 福祉 | 7 文学・歴史 | 8 芸能・芸術 |
| 9 子育て | 10 環境 | 11 政治・経済 |
| 12 ポランテア | 13 文化遺産・文化財 | 14 特になし |
| 15 その他 () | | |

問33 市民が学びたいときに学べるようにするために、今後、どんなことかを入れるべきだと思いますか (〇は3つまで)

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1 指導者の確保・育成 | 2 施設の開館時間の延長や利用手続の簡素化 |
| 3 休日や夜間などの講座の充実 | 4 地域の団体の活動支援 |
| 5 市主催の各種講座数や教室数の増加 | 6 学習・活動成果を生かせる場づくり |
| 7 大学などの教育機関や企業との連携 | 8 託児つき講座の充実 |
| 9 学校施設の開放 | 10 学習・活動情報の一元的管理・提供 |
| 11 学習・活動に関する相談体制の充実 | 12 特になし |
| 13 わからず | 14 その他 () |

問26 「地域の教育力」を高めるために必要なことは何だと思いますか (〇は3つまで)

- | |
|---|
| 1 安全な環境を整え、子どもたちが安心して様々な活動に取り組みできるようにする |
| 2 地域の大人が、子どもに関心をもち、ほめたり、注意したりする |
| 3 子ども同士が、地域で遊んだり、スポーツ活動などができようになる |
| 4 子どもが、保護者以外の大人 (近所の人など) とふれあう機会を増やす |
| 5 地域活動や行事などを活発にする |
| 6 家族同士の交流など、近所つきあいを活発にする |
| 7 伝統芸能や文化を子どもたちに伝えていく |
| 8 特になし |
| 9 わからず |
| 10 その他 () |

問27 ふだん、地域の子どもとどのように接していますか (〇は3つまで)

- | |
|-------------------------------|
| 1 出会ったときは、あいさつをする |
| 2 通学路での見守りや声かけをしている |
| 3 悪いことをしているところを見たときは注意する |
| 4 良いことをしているところを見たときはほめる |
| 5 地域の祭りやイベントで子どもとふれあっている |
| 6 出会ったときは、話をする |
| 7 子どもが困ったときや悩んでいるときに相談のっている |
| 8 子ども余念などの地域活動と一緒にしている |
| 9 子どもたちにスポーツ活動・文化活動などの指導をしている |
| 10 地域の子どもと関わりたいが、関わっていない |
| 11 地域の子どもと、関わるつもりはない |
| 12 その他 () |

7 あなた自身の健康づくりや学習・スポーツなどについて

問28 あなたは自分が健康だと思いますか (〇は1つ)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1 健康だと思います | 2 多少の病気はあるが健康だと思う |
| 3 あまり健康だと思わない | 4 健康ではない |

問29 現在、仕事や家事、学習のほかに、継続的に学んだり活動したりしていることはありますか (〇はいくつでも)

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1 健康づくりに関すること | 2 体育・スポーツ活動に関すること |
| 3 文化・芸術活動に関すること | 4 ポランテアに関すること |
| 5 職業にかかわる資格取得に関すること | 6 料理や手芸など家庭生活に役立つこと |
| 7 子ども会や地域の活動に関すること | 8 語学など教養を高めること |
| 9 特になし(→問32へ進んでください) | 10 その他 () |

8 自由な御意見をお聞かせください

問34 以下のことについて、自由に御意見をお書きください

- (1) 美祿市の教育や生涯学習・生涯スポーツについての御意見
(よいと悪いと、足りないと思うこと、活かせると思う地域のことなど)

- (2) 美祿市の文化財保護・活用についての御意見

- (3) 美祿市の教育行政全般への御意見

設問は以上です。ありがとうございました。